

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年12月 4日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年12月 4日午後 4時39分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総務部		長	吉	田	文彦
選挙管理委員会書記		長			
政策推進部		長	齋	藤	嘉彦
財政部		長	田	中	英樹
福祉部		長	鈴	木	文江
健康増進部		長	彦	坂	哲
まちづくり振興部		長	野	口	昇
建設部		長	渡	来	真一
都市整備部		長	浅	野	和生
教育部		長	井	橋	貞夫
消防		長	岡	田	直紀
総務部次		長	軽	部	幸雄
福祉部次		長	佐	藤	睦子
まちづくり振興部次		長	海	老原	輝夫
会計管理		者	石	塚	幸夫
教育次		長	斉	藤	理昭
総務課		長	松	崎	剛
選挙管理委員会書記長補佐					
情報管理課		長	岩	崎	弘宜
市民協働課		長	海	老原	充
政策推進課		長	高	中	誠
魅力とりで発信課		長	数	藤	弘人
財政課		長	谷	池	公治
管財課		長	丸	山	博
高齢福祉課		長	秋	山	和也
障害福祉課		長	鈴	木	哲也
国保年金課		長	関	口	勝己

農 政 課 長	染 谷 久
水とみどりの課長	蛭原一雄
都市計画課長	大久保益雄
中心市街地整備課長	中村有幸
保健給食課長	大野篤彦
指導課長	丸山信彦
生涯学習課長	塚本豊康
子ども青少年課長	長塚逸人
図書館課長	樋口康代
総務課副参事	土谷靖孝
選挙管理委員会主任書記	
水とみどりの課副参事	仁杉繁隆

令和6年第4回取手市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年12月4日（水）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ① 根岸裕美子 議員
- ② 佐藤 隆治 議員
- ③ 小堤 修 議員
- ④ 加増 充子 議員
- ⑤ 遠山智恵子 議員
- ⑥ 落合信太郎 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①根岸裕美子 議員
- ②佐藤 隆治 議員
- ③小堤 修 議員
- ④加増 充子 議員
- ⑤遠山智恵子 議員
- ⑥落合信太郎 議員

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しめすと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） 皆さん、おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。本日は 3 項目、こども計画策定について、それから放課後子どもクラブについて、そして地域公共交通計画について伺ってまいりたいと思います。

まず 1 つ目です。こども計画策定に向けてということで、親子が、取手に愛着を持って生き生きと暮らすために、子育て環境をより充実させるためには、という観点から伺ってまいります。取手市も、こどもまんなか社会の実現のために走り出していますが、不登校児童生徒数の高止まりや若者の投票行動などを見ていると、早急に対応しなければならないと痛感します。まず、今年度末のこども計画策定に向けて準備が進められていることと思います。最初に、これまでの事前調査結果についてお伺いします。各課への実態調査・対象者へのアンケート調査・未来会議・各種イベント企画等、これまで取り組まれてきたことについてご報告願います。

〔8 番 根岸裕美子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） おはようございます。それでは、根岸議員の御質問に答弁させていただきます。こども計画策定に向けた事前調査結果についてということの御質問です。こども計画の当事者となる子どもや若者からの意見聴取の取組の一つとして、この7月から1か月間程度にわたりアンケート調査を実施いたしました。調査項目と結果につきましては、多岐にわたることから、要点のみ御報告させていただければと思います。まず、アンケート調査では、対象を大きく2つに分け、小学校5年生・中学2年生の児童生徒とその保護者を対象とした子どもの生活実態調査と、15歳から39歳までの若者を対象とした子ども・若者の意識と生活に関する調査の2つの調査を実施いたしました。子どもの生活実態調査では、児童生徒とその保護者の回答をひもづけることができました。所得や家族構成の状況が親や子どもの心理状態や生活にどう影響を与えているのか、相関関係について見て取れる結果となりました。さらに、15歳から39歳の子ども・若者の意識と生活に関する調査においては、いわゆる家を一步も出ないといったひきこもり状態の実態は把握できませんでしたが、人間関係のトラブルや就職の失敗、病気などの理由から、用事があるとき以外は家にいると回答した潜在的にひきこもり状態にある方が、僅かながら存在することが明らかとなりました。また、心が落ち着く居場所や悩みを相談できる相手が少ないと回答した人ほど地域とのつながりが希薄であり、自身の幸せや結婚、将来に対しても肯定的な意見が少ない結果が出ました。そのほか、計画の当事者となる子どもや若者からの意見聴取の取組として、これまでに高校生を対象としたとりでこども未来会議や、子育て世代を対象とした取手市公共施設デジタルスタンプラリーを実施してまいりました。いずれの調査につきましても、見えてきた様々な課題を各担当課と共有しながら、こども計画の策定をはじめ、今後のこども施策の展開に生かしてまいりたいと思っております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では次に、調査結果から見えてきた課題について伺います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えします。課題として捉えていることという御質問です。調査結果からの課題ということでございますが、アンケート調査項目は非常に多岐にわたりますことから、その質問項目それぞれで、国をはじめとした様々な機関で実施した同様の調査との比較などにより、取手市の実態が見えてきたところです。今回の調査のうち、児童生徒とその保護者については、教育委員会をはじめ各小中学校の御協力をいただきながら実施してきたことで、回答率も高く有用なデータを採取できたものと考えております。一方で、15歳から39歳までの若者を対象とした調査につきましては、これまで市が実施してきたアンケート調査においても、若い世代における回答率が低い傾向にあったものと同様に、当初予想をしていたよりも回答率が伸びず、必要なサンプル数を確保するために、追加でアンケート送付をするなどの苦労があったところです。現在、策定を進めているこ

のこども計画につきましては、国のこども大綱でもその基本的な方針の一つに、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」といった事項が掲げられており、これは、計画策定のためのみならず、計画の施行後も必要な姿勢であると考えております。学業や子育て、仕事など様々なライフステージにおける重要なイベントが重なり、日々を忙しく過ごす世代から協力は仰ぐことは困難な部分もありますが、アンケート調査をはじめ様々な手法を検討し、どのように一緒に取り組んでいくことができるかを、今後も検討していくことが課題であると考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。対話しながら進めるけれども、その対話する手法をこれから模索しながら進めていくということですね。分かりました。とりで生活者ネットワークは様々な生活上の課題に取り組むために、幾つかチームを結成して調査活動を行っています。実はつい最近、また一つ新しいチームを結成いたしました。子育て応援ネットワークチームと名づけまして、子育て真っ最中のママさんたちが取手に愛着を持って子育てしたい、そして同じ思いを取手で子育てしているほかの親子にも共有してもらいたいと、自らの資格やスキルを生かしたイベントや遊び場を提供しながら、ネットワークを広げ、取手市の子育て環境をより充実させるために活動を開始したところです。本日も何人か傍聴にいらっしやっただいております。こういったママさんたちとまず最初に話し合っ出てきた彼女たちが感じていることは、「親子で自由に遊べる場所が少ない。結果、ほかの親子と出会う場が少ない」、「子育てイベントを開催しやすい会場が少ない」、「企画したイベントを周知するツールが少ない」といったことでした。なかなかつながりをつくる場所や手段がないということです。こういったママさんたちの実感をどう受け止められるでしょうか。私は、ママさんたちが望むような公園や児童館などのハード面の整備は、本市の現状を考えるとあまり現実的ではないと考えております。ハード面の整備よりも取手市ならではの子育て環境の構築として、地域ごとのちょっとした居場所づくりや、人のつながり、ネットワークづくりといったところで特色がつけられるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 根岸議員の御質問に答弁いたします。子どもや若者が年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるようにすることは、こども大綱においても重要事項に掲げられており、こども施策を推進する上では検討すべき事項の一つであると考えております。市のアンケート調査におきましても、約2割の児童生徒が心が落ち着く安心でいられる場所を複数持っていないという結果が出ており、その割合の差は家庭環境やその家庭の所得の状況によって顕著に現れております。また、保護者に実施したアンケートにおきましても、「あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援などはどのようなものですか」との問いに対し、「地域で子どもが安心して遊んだり交流できる居場所や実施の充実」について、44.5%と3番目に高い結果が出ております。このような結果も踏まえ、居場所に悩む子

どもや若者、子育て世代にとって、どのような居場所、また地域の人と人とのつながりが必要かについて、引き続き当事者の意見をしっかりと聞き、その視点に立って検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。今まさに、当事者が登場してくれています。ぜひ市民と行政が連携して、取手市ならではの子育て環境をつくっていったらと思います。引き続き協議を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では次、今後の可能性としては、今ご紹介申し上げた子育て世代の市民の活躍というところが期待できるところです。実際、行政として具体的にどのようなことを検討しているのかをお伺いしてまいります。令和7年度よりこども部を組織することの議案が出されました。この場でもう一度、その目的と意義を確認させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは答弁させていただきます。まず先日、内閣府特命担当大臣でこども政策を担当されております三原大臣に面会できる機会がございまして、市長とともにこども家庭庁を訪れましてお話をさせていただきました。そのときに、市長からは、保育士の人材確保につながる処遇改善などについて直接お伝えをしてきたところでございます。さて、御質問にありました組織についてですけれども、国では、令和5年度からこども家庭庁を発足させておりまして、それに合わせる形で市では今年度——令和6年度から、こども政策室というのを設置をしました。そこで、今答弁でも申し上げたようないろいろな調査、それから検討をして計画づくりを進めているというところでございます。やはり、しっかりとその当事者の声に耳を傾けながら、幼児期から思春期・青年期そして子育て期、どんどん続いていくそのライフステージごとに切れ目のない支援が展開できるようにということで進めているところです。今、計画をつくっているわけですが、その施策をさらに強力に推し進めていくために、令和7年度からは、こども部というものをつくっていただくということでございます。この中で、今のこども政策室をこども政策課という形でしっかりと置きまして、こども計画を所管、また答弁にもありました、子どもたちの考えを直接聞くことができるとりで未来会議ですとか、いろいろなことに取り組みながら、しっかりと庁内横断的に集約と連携というキーワードを基に、これからの子育て施策を進めていきたいと考えているところでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） こども部を創設して、こども政策課、保育課、そしてこども相談課の3課で組織されるということで、本当に本格的にこどもまんなか社会の実現に向けて走り出すというところなんですけれども、懸念しているのは、これまでの子育て支援・子育て政策というところが、どうしても親都合だったり大人都合だったりというところが非常に強かった結果が、結局いろんなデータ上で、若者の夢がなかなか持ちづらかったりとか、ひいては不登校だったり、生きづらさだったりとかというところにつながってき

たと考えています。そういったところで、先ほど福祉部長の答弁にもありますとおりに、子どもたち・若者の意見をしっかり聞きながら、それを反映させていくというところをお願いしたいと思っています。

では、その新体制で現在検討されている施策等をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。アンケート調査をはじめ、こども計画を策定する過程で当事者の様々な声に触れる中で、しっかりとその意見に耳を傾けて、子どもや若者、子育て世代に寄り添った施策を展開していく必要があることを改めて実感したところです。特に、アンケート調査では、家庭環境や所得の状況によって厳しい環境にある家庭に対し、そのケアを行うことが健全な成長をする上で大変重要であると捉えております。厳しい状況にある家庭に寄り添い、良好な生育環境を整え、全ての子どもや若者が幸せな状態で成長できるよう包括的な相談体制を強化していくことを、組織の改編も含めて進めてまいりたいと考えております。また、これも繰り返し御答弁をさせていただいていることとはなりますが、子どもや若者、子育て世代などから意見を聴取する機会、一緒に考え共に進める機会は、子ども計画の策定における一過性の取組とするのではなく、今後計画が施行された後にも継続して行っていくべき取組と考えます。こども関連施策に特化した新たな組織体制の中で、当事者である子どもや若者の声と、子ども施策に関連する全ての所管課とをつなげ、全庁的にこどもまんなかな視点に立って施策を進めます。当事者の声に耳を傾ける取組は、こども計画の中でもしっかりと位置づけるとともに、目まぐるしく変化する社会情勢や当事者の意識を敏感に捉え、計画期間内においても、こどもまんなか社会の実現に向けて必要となる新たな取組の可能性を常に模索してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。先日、児童福祉審議会を傍聴させていただきました。そちらで、基本理念を、人と関わり、地域と関わり、ともに育つまち取手としたこども計画の骨子が示されておりました。それが諮問されたわけなんですけれども、そして2月に、このこども計画のパブリックコメントも予定されているとのこと。今回ご縁が繋がった子育てママさんたちと一緒に、この意見を寄せる活動にも取り組んでまいりたいと思っています。市民の声・当事者の声に今後もしっかり耳を傾け、政策に落とし込んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。この質問は以上で終わりにします。ありがとうございます。

では次に、放課後子どもクラブ運営における、こどもまんなか対応の浸透について伺ってまいります。様々な社会情勢の変化により、子どもたちが放課後自由にのびのび遊べる場が本当に減ってしまいました。今、1項目めでも申し上げたとおり、取手市内の幼児が親子で遊ぶ場・出会いの場が少ないだけでなく、学校に行っても状況は変わらず、安心して過ごせる遊べる場所は校庭と放課後子どもクラブくらいです。しかし、現状その校庭も子どもクラブも、子どもたちにとって本当に安心して過ごせる場所になっているのでしょうか。こどもまんなか社会の実現のためということで、1項目めのこども計画について質

問してまいりました。では、こどもまんなかとは実際にどういうことなのかということについて、放課後子どもクラブを通して深掘りしてみたいと思います。私は、子どもたちの生活において、いつでも心理的安全性が担保されていることが、こどもまんなか社会の必要条件だと考えます。心理的安全性とは、自分の意見や気持ちを安心して表現できる状態のことです。その状態が守られることによって、子どもたちは落ち着き、他者とのよりよい関係を築くことが可能になります。取手市の未来を担う子どもたちには、ぜひ自分の意見や気持ちを表現し、意見を出し合い、お互い折り合いをつけられる力を身につけていただきたいと思っています。放課後子どもクラブでの心理的安全性の担保についての所見をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、根岸議員の御質問に答弁させていただきます。放課後子どもクラブでの心理的安全性の担保についてですが、まずこの心理的安全性という言葉につきましても、計画や組織論の中で近年注目をされている言葉であると認識しております。この心理的安全性を子どもクラブの運営に置き換えてみますと、根岸議員がおっしゃってましたが、子どもクラブに通う児童が、クラブの中で安全に安心して過ごせ、自分の意見や考えを発言できる場ではないかと考えております。放課後子どもクラブでは、常に安全で安心していただける場を提供することに心がけております。また、児童が困ったときに何か話したいときには、支援員・補助員が児童の話を聞くこと、児童が支援員・補助員に話しやすい環境づくりを指導しているところであります。現状としましては、全ての支援員・補助員が対応できるまでには至っておりませんが、今年度から取り入れている主任支援員を中心に、支援員のレベルアップに取り組んでいるところでございます。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） こちらも今まさに取り組んでいるところということなんですけれども、では少し、子どもクラブが現状どうなっているか、具体的なところを伺ってまいります。クラブで校庭で外遊びする際、遊んでよい遊具が限定されていたり、また、クラブ以外の子どもと遊んではいけないことになっているクラブがあると伺っています。その理由をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） 根岸議員の御質問に答弁いたします。放課後子どもクラブの外遊びの際、遊べる遊具が限定されていることについてお答えいたします。放課後子どもクラブでは、過去に遊具から児童が転落して大けがをした事案があり、児童の安全を考慮し、一部の遊具の使用を制限したという話を引き継いでおります。放課後子どもクラブには学校の養護教諭のような専門職が配置されていないことから、児童が大けがをした際の初期の応急処置など対応が難しく、大きな事故を未然に防ぐために外遊びの遊具

を限定しています。

次に、クラブ以外の児童が放課後に学校の敷地内でクラブの児童と遊んではいけないというルールについてですが、これは、利用児童の管理面での問題とけがの問題からです。クラブの利用児童がほかの児童と一緒に遊んでいてけがをされた場合に、加入している傷害保険の対象外となるおそれがあるためです。放課後子どもクラブでは、児童が安全に過ごしていただくために一定のルールを設けて運営しています。しかしながら、そのルールについても今後、主任支援員会議や各クラブの代表者を集めた会議でそれぞれの意見を聴き、時代に即したルールにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では次に、折り紙遊びをする際、使える枚数が1日1人3枚までと決められているクラブがあるそうですが、その理由をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。折り紙は低学年の児童に人気があり、特に雨の日や1日開所時には多くの児童が遊んでいます。折り紙の枚数制限につきましては、一部児童の遊び方の問題や、各クラブの毎年の折り紙の在庫がある程度決まっていることから、各クラブとも1日当たりの利用枚数を決めて児童に手渡しているのが現状です。いずれにしましても、先ほど答弁したとおり、そのルールについても今後、主任支援員会議や各クラブの代表者を集めた会議でそれぞれの意見を聴き、時代に即したルールにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では最後に、ブロック遊びをする際、同じ色のブロックだけを最初に渡されるクラブがあるそうですが、その理由をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。一部のクラブでは、過去にソフトブロックで児童が遊んでいたときに、児童間でのトラブルがありました。その後、クラブではソフトブロックで遊ぶ際のルールを児童たちと話し合っただけで決めたことから、このルールが適用されていると聞いております。こちらにつきましても今後、現行のルールでいいのか見直すのかは、クラブ内で児童の意見を聞いてみたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。ちょっと細かいことをしつこく聞いて申し訳なかったんですけども、実態はそういうことがあるということです。なぜこんな細かいルールが必要になってくるかといいますと、やはり支援員さんが常に子どもたちがけがをしないように、大きなトラブルにならないようにということに腐心されている結果、そういうことになっていると理解しております。子どもたちによかれと思っただけのことだと思ってしまうんですけども、果たして本当にそれは子どものためなのでしょうか。子どもの立場で考えたらどうでしょうか。一定のスペースである程度の人数で過ごすためには、気持ちよく過ごすためのある程度のルールは必要です。しかし、様々なルールがかえって子どもたちの自分で考える力を制限し、新しいことを生み出したり工夫したりする力を制限し、

自分を表現する力を制限しているのではないのでしょうか。先ほど部長の御答弁で、「子どもがちゃんと話しやすいように」ということだったんですけども、先ほど申し上げたような細かいルールがあると、何か言おうとしても、やっぱり支援員さんに駄目って言われちゃうだろうということが、だんだん子どもたちに浸透してしまっていて、子どもがやりたいことをぐっと我慢して家に帰っていくということもあるということをお伝え申し上げたいと思います。子どもたちが自分の意見や気持ちを安心して表現できるようになるためには、まずは子どもの話を最後までちゃんと聞くことが一番大事です。とにかく最後まで聞き切ることです。これは学校でも家庭でも全く同じです。今の子どもたちは、とにかく自分を一旦受け止めてもらう経験が足りていません。この一旦というのがとても大事なところなんです。子どもの言い分を全部聞き入れるという意味ではないことを理解しておかねばなりません。

では、子どもクラブで心理的安全性を担保するためには、支援員さんの意識を変えてもらう、子どもたちへの接し方を変えてもらう必要があります。現状の支援員さんの心理としては、先ほども申し上げましたが、常に子どもたちがけがしないよう、大きなトラブルにならないよう先回りして防止策を考え、それが細かいルールで管理ということにつながっています。私たち大人は常に我慢できずに、子どもの話の途中で、解決のためのアドバイスや指示をかぶせてしまいます。それでは子どもはさらにフラストレーションがたまり、ますます問題行動に発展してしまいがちです。では、どうやって支援員さんたちに、子どもの話を一旦最後まで聞いてもらえるように意識を変えてもらうか、研修と日々の行動の振り返りを継続して行っていくことが必要だと考えます。支援員さんの意識を変えてもらうための研修に全員参加してもらう、また参加できなかった場合等は、研修報告を共有して振り返る時間を取ることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。支援員・補助員に対する研修は、支援員個々のレベルアップや支援員として求められている姿を認識していただくために有効な手段であると考えております。今年度、民間事業者主催の合同研修会に加えて、市でも教育相談支援センターの職員を講師としたいじめに関する研修などを行いました。研修の中で取り入れたグループディスカッションでは、支援員同士の交流や意見交換が図られ、各クラブの状況を知ることができたと好意的な意見が寄せられています。これまでも研修については内容により対象者を2名以上としたり、全ての支援員等を対象に参加を呼びかけた研修を会場の規模を変えて実施してきました。参加した支援員等は各クラブに戻り、参加しなかった支援員に研修で学んだ情報を共有していただいております。支援員等の意識を変えるためにも、これらの取組を継続して実施していくことが有効であると考えており、今後も継続してまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 研修のほうは、そういう形で共有の時間と振り返りを常に常にしていくということが必要だと思いますので、お願いします。

現状、運営方法が学校間で違っている点があると伺っています。意識や行動の一貫性、

業務の統一・効率化を獲得するために、主任支援員の配置と支援員の適切なローテーションを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。主任支援員は既に一部配置がされていると思われるので、今後の見通しや目標などもお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。今年度より、市の直営する放課後子どもクラブに主任支援員を順次配置しています。主任支援員配置の効果として、支援員・補助員への統一した指導を行うことや、情報の共有化により支援の質の向上を図ることが挙げられます。また、主任支援員会議を開催することにより、各クラブの課題やルール、児童対応など、意見交換を行っております。主任支援員を配置したクラブでは、リーダーとしてミーティングによる支援員・補助員への情報共有を行うとともに、保護者対応や学校との連携の窓口として機能していることを確認しております。主任支援員は、現在市営 11 クラブのうち 6 クラブに配置しておりますが、残りのクラブについても今後配置する予定であります。主任支援員制度は始まったばかりですので、その効果が出るのはまだ先になるかと思いますが、今後も継続して取り組んでまいります。また、子ども青少年課職員が定期的に各クラブのミーティングに参加し、他のクラブの状況を伝えており、課題についてアドバイスを行っております。次に、支援員等のローテーションについてですが、毎年、支援員等には異動希望調査を実施し支援員の意向を確認するほか、クラブの運営状況などを踏まえ、毎年異動を行っているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。では最後、風通しのよいクラブ運営にということ聞いてまいりますが、働いている保護者の立場から考えると、放課後の子どもたちの安全確保のためには、放課後子どもクラブに通わせるしか、現状選択肢がありません。そのため、子どもが嫌がっても何でも、不安や改善要望を口にせず、無理に通わせていたりします。子どもの気持ちはそこでも置き去りです。しかし、子どもがどうにも嫌がったり、また子どものクラブでの行動を問題視されるなど、保護者もつらくなったりで、結局通わせることを断念して辞めていく家庭が一定数あります。その方たちの困り事は担当課には届かず、静かにフェードアウトしていきます。さきの第2回の私の一般質問で取り上げた子どもクラブ利用者アンケートでも、一定数の不安や不満を持っている方がいらっしゃいました。現状、そういった問題を共有する場、話し合う場がありません。保護者が支援員と対話できる場、どうしたらよいか一緒に考える場が必要ではないでしょうか。いかがお考えでしょう。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。保護者が支援員等と対話できる場との御質問ですが、クラブでは、お迎えに来た保護者に当日の児童の出来事をできるだけ伝えるなど、対話に努めています。また、個人下校の児童などの保護者には、必要に応じて電話によりクラブでの様子をお伝えしています。なお、どうしたらよいか一緒に考える場としては、クラブ運営についての要望や児童に対しての相談がある場合に、17時以降に児童が使用していないクラブ室を使い、保護者と支援員による一緒に考える場を提供

したり、電話での相談対応を行っているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） すみません、1点ほど。先ほど根岸議員のほうから、教育委員会のほうに保護者からなかなか声が届かないという話もありました。毎年一定数、クラブを利用している保護者の方から様々な御意見をいただいております。その中には、「放課後子どもクラブに子どもがなかなか来ない」、「クラブの中でトラブルがあった」といった御意見もいただいております。そういった御意見をいただいたときには、まず教育委員会のほうでクラブのほうに出向いて、その状況を確認して、場合によっては、そのクラブの所長というのは学校長にお願いしておりますので、学校長に相談し担任の先生も交えて、その子どもが行きやすい形がどういったことがいいのかというのは常に考えております。ですから、課題としましては、やはり保護者の声をもう少し聞ける、保護者が教育委員会に声を上げられる手段というの、やっぱり今後考えていく必要があるかなというのは実感しているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひ、よろしくお願いいたします。もう一つ提案といたしまして、保護者にクラブの様子を見てもらう機会として見学開放日があるとよいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。クラブ室の見える化につきましては意識しており、今年度からの取組として、17時以降のお迎えの際に保護者へ声かけを行い、クラブ室内に入らせていただき、児童の様子やクラブの活動の様子を見ていただく取組を始めております。また、クラブ室を開放し生活の様子を見ていただく見学開放日や保護者会の開催については、主任支援員会議の中でも同様の意見が出され、開催に向けて検討を始めているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） その保護者の方にクラブの様子を見ていただくというのは、今後ちょっと進めたいと思います。というのは、やはり根岸議員も御存じだと思うんですが、どうしても子どもクラブに通うお子さんというのは、学校が終わって緊張から解き放たれるのか、クラブにいと大分元気になるというお子さんが結構いらっしゃいます。そういった様子も、やはり保護者の方に見ていただくのは必要なのかなと。あとは、やはり保護者同士のつながりも何か必要なのかなというのがありますので、できる限りこのクラブの開放というのは、課題はちょっと——多少ありますけども、何とか進めていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。前向きに取り組んでいただけるということで、ぜひよろしくお願いいたします。これまであったように、やはり学校とクラブと保護者との連携というのが必要に——重要だと思っています。学校でも家庭でもクラブでも、どの生活シーンであっても、子どもの気持ちを一旦受け止めるということを実

践していくことが大切だと思います。皆さんも、子どもの頃を思い返していただきたいんですけども、放課後というのは、学校や家庭とは違うとても大切な時間だったと思います。今の子どもたちにも、大切な放課後の時間を心地よく、いろんなことを経験しながら過ごしてほしいと思っています。社会情勢の変化等でいろいろな制約もありますが、子どももまんなか社会実現に向けて一丸となって頑張ってみましょう。よろしく願いいたします。この件は以上で終わります。ありがとうございました。

では最後に、地域公共交通計画策定の進捗状況確認と、方向性と福祉の視点について伺ってまいります。地域公共交通計画策定に向けても事前調査が進んでいると思います。事前調査結果等、分析の進捗状況をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは御質問にお答えさせていただきます。現在、着手しております取手市地域公共交通計画につきましては、今年度に各種の調査を進め、市民の移動実態やニーズ、市の公共交通の現状・課題を把握し、令和7年度中の計画策定を目指して現在取り組んでいるところでございます。今回行っている調査につきましては、市全域の市民を対象にしたアンケート、コミュニティバスの利用者に対する聞き取りの調査、交通事業者などの関係団体に対するヒアリング、そして地区に対するヒアリングの4種類でございます。市民アンケートでございますが、3,000件を9月に郵送し、そのうち1,434件の回答——これは回答率で47.8%でございましたが、こちらを頂いておまして、現在、回答の単純集計と、地域・年齢などの特性と回答の関連性を見るためのクロス集計を行っている最中でございます。利用者への聞き取り調査に関しても同様でございまして、3日間の調査におきまして284件の回答を頂いております。関係団体のヒアリングに関しましては、市内の路線バスを運行する関東鉄道や大和交通自動車、県のハイヤー・タクシー協会をはじめとした交通事業者の方々や、そして利用者・従業員の送迎を行っている市内の病院・企業、福祉有償運送を行っている一部福祉団体などを対象に調査を行っておりまして、通学に課題のある市内の高校へもヒアリングを行っているところです。地区のヒアリングに関しましては、従前より公共交通や移動に関する要望等をいただいている地区を中心として調査を進めておりまして、様々な御意見や御要望、該当地区の交通に関する現状を聞き取りしたほか、市の公共交通に対する考え方もお伝えをいたしまして、お互いの現状認識を共有しているところでございます。今後も継続して地区のヒアリングを実施いたしまして、3月の末までに調査結果の分析と課題の抽出、その対応方針の取りまとめを完了させていきたいと考えているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 年度末に向けて、調査結果の分析は現在進行中ということですが、これまでの私の一般質問でも何度も伺っているところではあるんですけども、今現在想定している課題の認識をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。公共交通に関して認識している課題としましては、まず高齢化の対応が第一に挙げられるかと思えます。コロナ禍以降、公共交通機関の利用者数は持ち直しているものの、全体としてはコロナ禍前までの回復には至っておらず減少傾向にあるところですが、今後ますます高齢化が進行する中で、高齢者のみの世帯が増加することで家族の送迎が受けられず、自力でバス停に行くことができないなど、移動に不便を来す方の割合が増加することが予想されていることから、高齢者に焦点を当て、移動手段をどのように確保していくかが課題と考えております。

次に課題として挙げられるのが運転手不足。運転手については、以前より慢性に不足しておりましたが、今年度に労働時間の規制が強化されたことで、一部路線バス等において従来の便数や路線の維持が困難となり、減便や路線廃止に至っております。現在は、事業者の経営努力によりまして運転手不足も改善しつつあると伺っておりますが、依然として運転手の数は不足しており、路線バスやコミュニティバスの増便ができない状況にあります。そのため、限られた資源で最大限効率的な運行ができるよう、ルート・ダイヤ等の調整が必要になってくるものと考えております。

また、路線バスやタクシー等の維持存続も重要課題として考えております。特に路線バスは輸送力が大きくて、通勤・通学の要として必須であります。コミュニティバスは代替できないことから、ルートや料金面で路線バスを圧迫することなく、反対に民間の公共交通の利用促進につながるよう、コミュニティバスのルートや利用料金の設定などを検討していく必要があると考えております。そのほかにも、旧藤代町の地域では鉄道から離れた位置に団地などが点在しています。駅などに向かう公共交通が少ない、または通っていない地域がございます。一方、旧取手市ですと、鉄道駅などが近くにあっても高低差が多い地区では移動に困っている方もおり、このような地区に対する移動手段の確保についても課題であると認識しているところです。地区によりましては、道路の幅員や地域住民の外出ニーズの分散などによりまして、必ずしもコミュニティバスによる運行が適さない場合もあることから、アンケートや地区ヒアリングなどの結果を踏まえて検討したいと考えているところです。

なお、調査結果の取りまとめの最中ではありますけれども、アンケートの中で、現時点では移動に不安を持っていないものの、やはり5年後・10年後、将来には移動を考えているという方も多くいらっしゃることから、こういった課題を踏まえて、将来に向けて持続可能な公共交通網を構築できるよう、移動の現状や交通課題をしっかりと把握し、計画に反映することが大切であると考えているところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。とりで生活者ネットワークでは、コミュニティバスについてもチーム活動を継続しており、先日は龍ヶ崎市と守谷市に、それぞれ公共交通について直接お話を伺ってまいりました。それぞれの地域の特性とこれまでの経緯の中での現在ですので、単純に比較することはできませんが、他市の調査をすることによって、視野がより広がりました。市民の移動について、コミュニティバスに限らず、

様々な手段を組み合わせる必要があると実感いたしました。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらは龍ヶ崎市の乗り合いタクシー、龍タクの利用案内です。ちょっと小さいですね。運行ダイヤが1日8便、8時から1時間半置きに事業所を出発します。目的地は8か所に限定——目的地はこれですね。8か所に限定されていて、自宅から目的地、または目的地間、そして目的地から自宅までという3パターンで、途中の乗り降りにはできません。運行ダイヤ1便につき10台準備しているそうです。令和5年の利用実績は3,935人、年齢別で見ると70歳以上の方が75%以上、目的地別利用ですと済生会病院が5割という結果でした。令和5年の総事業費はおよそ860万円、市の拠出は430万円です。同じく守谷市でも乗り合いタクシー事業を展開されているんですけども、こちらは4台で3,000万円。予約もいっぱいである率も高くなっているとのこと。先日の染谷議員の質問の中で、デマンドタクシー等の導入について御答弁あったと思うんですけども、そちらでは導入に数千万円、維持費に数千万円かかるという想定がございました。こちらの龍タクは約900万円で運営しているということに非常に驚いております。ぜひ、その秘訣を調査研究していただきたいと思っております。

次に、こちらは龍ヶ崎市地域公共交通計画の中から、「地域公共交通の位置づけ（イメージ図）」というのをお借りいたしました。縦軸が利用者特性、横軸が1便当たりの輸送量を表しています。それぞれの手段で、どういった層の方にどれだけの輸送量を割り振るかということが地域公共交通計画策定の肝になってくると思っております。こちらで見ると、我が市で提供しているのは、コミュニティバスと、あと一般タクシーのところに補助券を発行している、そして、一番下の福祉有償運送、この辺になってくると思っております——スクールバス等もありますけれども、で、この3年後・5年後・10年後の各層の人口動態というのをどれだけ精度高く見通し、それに合わせてどれだけ思い切った施策を打ち出せるかということにかかっていると思っております。こちらは、令和5年度の市が提供する移動手段別の実績と今後の推移予測をざっくりと表してみました。一番下の表は総人口、それから65歳以上人口、後期高齢者人口を地域福祉計画からの抜粋で載せております。一番右側の令和17年度で表したように、コミバスからタクシー等の個別輸送へとボリュームがシフトしていくと考えております。次に、こちらを御覧ください。こちらは、外出手段を身体機能から3つに分類してみました。1つ目がバス停や駅まで自分で移動できる人——緑のところのコミバスの利用者になりますね。そして2つ目が、家まで迎えに来てくれば用が足せる人、3つ目は家から出るにも介助が必要な方ということで、この2つ目と3つ目は現在、2種類のブルーの部分に混在していると想定しています。そして、左側の緑とブルーの間の白い部分が右側のほうにシフトしていくと、歩いて行ける場所にバス停があればコミバス等を利用できる方、それからバス停まで歩くことができず家まで迎えに来てほしい方というのが混在している——やはり白い部分にも混在していると想定しました。この白の想定部分を含めて、輸送手段をどういうふう設計するかというのが重要だと考えています。今後の人口動態や、大量輸送から個別輸送へ、またドア・ツー・ドアの移動支援等を鑑みて、市が現在提供している移動手段であるコミュニティバス・タクシー

補助券・福祉有償運送と、それぞれのボリュームと役割分担をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。コミュニティバスは、決まった時間にあらかじめ設定されたバス停間を運行しており、ある程度の人数をまとめて輸送するということができるものの、車両の大きさから幅員の狭い道を通ることができないため、バス停は一定以上の広さのある道路沿いに設置されることとなります。一方で、取手市には、自宅から目的地までをドア・ツー・ドアで輸送し、場合によっては身体介助も行うなど、自力でバス停への移動や乗降車が難しい方であっても利用できる移動手段として、社会福祉協議会や民間団体等による移送サービスという、要支援・要介護認定者や障がい者を対象とした福祉輸送運送がございます。しかしながら、地区や関係団体のヒアリングを進める中で、どちらの移動手段でも利用できてない、いわゆる移動困難者と呼ばれる方がいらっしゃることは、私どものほうも認識しているところでございます。移動困難者の方の移動手段の確保に当たりましては、その特性に合わせた移動手段を利用できるように、コミュニティバスのルートの見直しや、自力でのバス停への移動は難しいものの乗降車はできる方に対しては、移送サービスと同じくドア・ツー・ドアで輸送ができるタクシーを活用した新たな移動手段の導入なども検討しまして、公共交通の利便性向上を努めることで、利用の促進に努めていきたいと考えております。そうした状況を踏まえますと、ボリュームについては、やはりコミュニティバスからドア・ツー・ドアの移動手段へ、ある程度のシフトも考えられるところです。それぞれの移動サービスの現状については把握してるところですが、今後の方針を定めるに当たりましては、利用してない方の潜在的な需要も考慮することが必要と考えております。年齢構成の推計ほか、現在集計をしております公共交通に関する市民アンケート調査にて、例えば鉄道駅やバス停までの移動手段について、近くにないとか、あっても高齢等により歩行移動が困難などの項目も設定しますので、これらと年齢や地区・外出先・頻度などをクロス集計等により需要を把握し、今後の方針の検討に活用していきたいと考えているところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） もう一度こちらを御覧ください。左側のところ、タクシー補助券利用者が1万3,000人、そして福祉有償運送利用者1万3,000人、そして白い部分にどのぐらい潜在的な移動弱者がいるかというところなんですけれども、この青の部分というのは、先ほども申し上げたとおり、バス停まで歩けず家まで迎えに来てほしい方と、介助がないと一人では外出が難しい方が混在しています。この部分の公共交通と福祉の役割分担を明確にすべきと考えております。今後は、福祉は介助がないと一人では外出が難しい方、ドア・ツー・ドアの移動支援が必要な方により焦点を当て、より手厚く移動支援する。そしてタクシー部分は乗り合いなど公共交通として設計する。公共交通として設計することによって、国の補助金等ももっと活用できるのではないかと考えております。一番右の

細いところを見ていただくと、バス停まで歩ける、停留所まで歩ける方というのは、コミバスだったり電車だったりとかというのを使っていて、家まで迎えに来てくれて、目的地まで行けば何とかそこからは自分で用が足せるという方はタクシーが中心になると思うんですけども、ここが今、公共交通がほとんどないんですね。そこをタクシーにしっかり市場拡大という形も含めて、市がどうやってそこに関わっていくかというのがすごく大きなところなんだと考えています。最後に——最後といいますか、その一番下の青い——濃い青の部分、一人では外出が難しい方というところに、本当に今後、福祉というところで手厚くしっかりと下支えしていくということが必要だと考えています。ということで、公共交通と福祉の新たな枠組みについての所見をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは御質問に答弁させていただきます。改めて、先ほどの図でお示しいただきましたように、福祉の視点からという部分についての移動支援について御答弁させていただきたいと思っております。先ほども示していただいたとおり、福祉有償運送を例に挙げますと、現在、各実施団体は、要支援・要介護・チェックリスト該当者、これらの高齢者全てを旅客の対象としております。しかしながら、その中には、新たな公共交通が整備された際にはそのインフラを活用できる比較的軽度の移動困難者——例としては、要支援区分の高齢者なども含まれていると考えております。利用者の状態像に合った移動手段が様々な形で整備されることで、真にドア・ツー・ドアの移動手段が必要な人、例としては、重度の身体障がいのある人や要介護度が高い高齢者などが、これまで以上にスムーズに福祉有償運送を御利用できるようになることも期待しております。福祉の視点からの移動支援につきましては、行政としての役割を改めて認識し、引き続き支援をしていきたいと思っております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。先日の染谷議員の質問の中では、福祉有償運送の継続支援や住民主体の移動支援のお話などがありましたが、私は、今後ボランティアに期待するというのはもう限界だと考えています。より支援が必要な方のドア・ツー・ドアの移動手段として福祉有償運送を支援しつつも、輸送量を継続的に確保するためには、ボランティアに重きを置くのではなくて、タクシーのドライバーさんに、生活できるだけの収入というのをしっかり見込める職業として、ドライバーの成り手だったり、その収入増というところの方策を立てるべきだと考えております。今後ますます人口減少と高齢化が進みます。思い切った政策転換に、今着手すべきだと考えます。大胆な政策転換を期待しております。たくさん出てきていただいたんですけども、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、根岸裕美子さんの質問を終わります。

続いて、佐藤隆治君。

〔20番 佐藤隆治君登壇〕

○20 番（佐藤隆治君） 皆様、改めましておはようございます。創和会の佐藤隆治でございます。通告の順番に従いまして、一般質問を行わせていただきたいと思います。資料等を用いながらの質問を行いたいと思いますので、席の移動をさせていただきます。

〔20 番 佐藤隆治君質問席に移動し資料を示す〕

○20 番（佐藤隆治君） それでは、画面のほうを見ながら質問させていただきたいと思います。皆さん、御覧になっていただきたいと思います。今回の質問は市役所本庁舎の現状についてということで、1項目ほど、そして5点ほど質問をさせていただきたいと思います。1つ目に課の配置、2つ目に市民のためのスペースの確保、そして3つ目に職員の執務スペースの確保、4つ目に庁舎建て替えの検討、そして5つ目に庁舎建設基金の創設ということで、5点ほど質問を行わせていただきたいと思います。私事になりますけれども、私は平成15年の8月3日に町議会議員に初当選させていただきました。そのときは、藤代庁舎が本庁舎ということで、自分の自宅から歩いて七、八分のところであって——今の藤代庁舎ですけども、本当にきれいな庁舎を使わせていただきながら、その後、平成17年の3月28日に取手市と藤代町が合併をして新しい取手市になって、この取手庁舎を本庁舎として活用させていただいた経緯がございます。当時は——何ていうんですかね、1期目で緊張していて、庁舎の中身というのをよく理解するまでに至らなくて、そしてこの議場に来たときも、43名の議員がおりました。本当、学校の教室のように議員があふれていて、それで私も1期目の年齢順だったので、私が1番の議席で、中村市長さんが2番の議席におられました。本当に後ろを振り向くのが、先輩方がちょっと怖そうに見えるぐらいで、なかなか後ろを振り向くことができませんでしたので、中村市長さんにいろいろなお話をしたり、そしていろいろな御指導をいただいたのがもう21年前のことです。あれから考えると、随分と——庁舎も21年たっておりますし、当時、藤代から取手に来たときには、やはり庁舎、少し古いなという印象がありました。ただ、重みがあって、いろいろ歴代の先輩がいろいろな仕事をしてきたという庁舎でもあるし、また議場でもあったので、そういったことが印象に残っているんですけども、今日は、この本庁舎の現状について尋ねていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。画面のほうをちょっと変えさせていただきます。これは皆さんに——ここにいらっしゃる皆さん、毎日活用されているから説明は要らないと思うんですけども、真ん中のちょうど上のほうに赤く囲ってあるところに施設の案内図というのがあるわけなんですけれども、その向かって真正面が本庁舎、そして右側が新庁舎、そして左側が議会棟というふうになっておるわけでございますが、まず1つ目の質問としましては、課の配置についてでございます。本庁舎では、証明関係や福祉関係などの窓口が1階、市長室がある2階には政策・総務・人事などの管理部門、建設部関係が3階などと配置されておりますが、どのような考え方で配置がされているのか、この点をお尋ねしたいと思います。ちょっとこちらに案内図ありましたので御覧になっていただくと、ちょうど真ん中の緑の部分のところにあたりします。それでは、

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、課の配置ということで、佐藤議員の御質問に答弁いたします。今、議員から御紹介いただいたように、窓口関係を1階に配置しております。これはやはり、来庁された方が迷わずに御利用できるということ、それから御高齢の方など、なかなか移動の負担がある方のこと、それから何より利用される方が多いというところもございまして、1階に市民課ですとか福祉関係の窓口を配置しております。2階には管理部門、で、3階に建設部、4階にまちづくり振興部というところで、こちらは不特定多数の市民の方というよりは、事業者の方とか特定の方とのやり取りが多かったり、それから職員が現場に出て仕事をすることが多いというようなことから、そういう配置にしております。ただ、中には部ごとに1か所にまとまってということではなくて、例えば総務部ですけれども、総務部での情報公開の窓口となっている情報管理課については本庁舎の1階に配置をしたりということで、適宜、適した場所に配置するというような考え方もございます。市民の方の利便性ということで一応配置をしているわけですけれども、やはりスペース的な余裕もなかなかないものですから、今回、今年のような機構改革などをするときには、そのスペースの問題のクリアというところも並行して進めていかなければならないなというような状況になっているということもでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。次に、庁舎のスペースに余力がないという状況は理解しており、窓口でも課税や納税は2階にあったり、新庁舎の1階の福祉関係部署は非常に窮屈なスペースになっている様子が見受けられます。また、同じ部内でも、本庁舎と新庁舎の別の場所に分散されているというケースもありますが、業務上の不都合や非効率などはないのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。来庁者の立場を踏まえたと、窓口部門を1階に集約できるということが理想的ではございますが、特に福祉部門については、佐藤議員おっしゃるように、かなり手狭な状況になっているところではございます。また、庁舎自体も、取手の本庁舎・藤代庁舎・分庁舎と分散していることから、日々の業務の中でも様々な協議・決裁においても公用車を使った移動が必要となるケースもございます。藤代庁舎の職員が本庁舎に来て業務を済ませてまた戻るとなると、用事自体は10分間であっても1時間ほど実際はかかってしまうというケースもございます。また、例えば、市長印を押すために一々外出するという非効率な事態が生じないように、これまでも出先機関用の市長公印を用意するなど工夫は進めてきたところではございます。また、これまでも庁内の調査の回答や提出物におきましては、可能な限り庁内のシステム上の回答や提出を可能にできておりますし、また、昨今のデジタル化の進展におきまして、起案・決裁、そうしたものも電子決裁において進めるようにしております。そういったところを含めて、効率的な取組を進めているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） ありがとうございます。デジタル化の進展によって、そのことでまたいろいろまくやり繰りしてるところが課の配置の中でもあるということも理解できましたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

〔20 番 佐藤隆治君資料を示す〕

○20 番（佐藤隆治君） 2 番目としましては、市民のためのスペース確保ということでございます。庁舎内を見渡すと、市民課の窓口や国民年金課の窓口等では、待合スペースに人があふれている状況を見かけるときもあります。市民のための待合スペース、いわゆる滞留スペースが足りていないのではないかと思うところがございます。こちらの写真等を御覧になっていただきますと、本庁舎の1階が上の3枚の写真であり、新庁舎のほうは下の3枚になりますけれども——比較的、人が映らないように空いてる時間帯を計って写真を撮らせていただきました。大変、電気も明るくてきれいにはなっていますけれども、なかなか写真で撮るとすごく広くも感じるんですけども、なかなかこうこじんまりしているかなと思うところもあるんですけども、そういったところで、執行部のほうで今感じているところをお答えいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 今、御紹介いただいたとおり、市民の待合スペースについては、確かに、主に年度切替えの時期ですとか、特に利用者が多くなる時期になりますと、不足気味になるという状況はございます。そんな中でも何とか確保しようというふうにはしているところ——また一つ、本庁舎のLED化が終わってから、明るさ的に大分明るくなって、解放感とまではいきませんが、見通しがよくなったというところもあると思いますが、スペースの確保が、なかなかすぐに物理的な広さが取れるわけではないので、なかなか難しい中で何とか対応するために、一つは、お越しになる方が手続そのものをオンライン化をして、市役所に来なくてもいいような取組を進めるということがございます。例えば証明書なんですけれども、こちらコンビニ交付を今まで取り組んでまいりまして、市役所の窓口に来なくてもコンビニで住民票等を取ることができる、あるいはマイナンバーカードを利用したオンラインの転出届の手続ができるというようなことも順次進めてきているところでございます。それと、お亡くなりになった方の死後の手続を行う、おくやみデスクというのを開設をして、庁舎の中をあちこち移動することなく手続ができるようにワンストップ化したというような取組も行っているところです。デジタル化による解決方法も大切な視点で今まで進めてきたわけですけども、デジタル化だけには頼らない形でしっかりと市民の方々に使いやすいように整備していくという視点で、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。市民のためのスペースの確保ということの今の質問の中でも、おくやみデスク等が設置されて利便性が高まっているのはよく理解しています。しかしながら、やはりいろんな課のやることを全部そこで集中してやっていただけるとするのは、すごくありがたいことだけど、通路の中で、目立たないようにはやれる場所を選んでなんですけど、なかなか、スペース上の問題で、ああいう

形になってるのかなと思うんですけども、やっぱりプライバシーとか、そういったところももう少し配慮できるようなところにまた置ければありがたいのかなと——分かりやすくなきゃ駄目なんでしょうけどもね。そういうところを感じておりました。

次に、——お願いします。

[20番 佐藤隆治君資料を示す]

○20番（佐藤隆治君） 職員の執務スペースについてでございます。業務に取り組む上では、打合せのスペースや、また会議、さらには物品や書類の保管のスペースなど、様々な場所の確保が必要とされていますが、これらの状況はいかがになっているのでしょうか。その点、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 市民のためのスペースに続いて、今度は執務スペースなんですけれども、先ほど議員のほうから、新庁舎の1階がかなり窮屈というような御指摘もありましたけれども、スペース的に余裕がないということは事実でございます。そこを何とか日々の工夫によって取り組んでいるというところでございます。例えば、打合せに関してですけれども、内部の打合せや会議、それから事業者さんとの打合せ、また市民の方の相談・手続といったような、いろいろな形での打合せがあると思うんですけども、それぞれその内容によって、どうしてもやっぱり会議室が必要な場合、あるいは個人情報関係で窓口とかカウンターではできないような内容というようなこともありまして、急にそういった会議室が必要になっても、どこも埋まっていた場所がないというようなこともしばしばあるような状況でございます。また、内部の職員間の打合せにおいては、場所が見当たらずに、結局、職員の自席で、周りから椅子などを持ってきて、ちょっとそこで集まって打合せをするというようなこともあるというようなことです。そんな中ですけれども、何とかスペースを生み出していく工夫として、例えば、今、市民課では、従来使用していた大型の書類保管庫というのがあったんですけども、こちらを撤去しまして、書類の保管方法を変えました。その大型の保管庫が撤去されたところが大きなスペースとなりましたので、そこで執務スペースを拡大したというところなんです。それから、今、全庁的に取り組んでいる文書の電子化——これは、今まで紙でキャビネットに保存していた書類を電子化をして、電子的に保管するということによって、キャビネットの数を減らしているという取組です。この文書の保管場所が減ることによって、執務のスペースが広がるということでございますが、こちらはその文書の電子化の本丸である情報管理課、それから殊のほか頑張った政策推進課などでは、キャビネットを約3割削減することに成功しております。その分、執務スペースですとか物の保管場所といったものの確保につながっているというような事例もございます。こういったことで、何とか頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。よく、会議をされておられるなど、庁舎を歩いてると見るときがあつて、やはり本当に机に皆さんが椅子を寄せて会議やつてる光景とか、また、会議室をどこか使いたい、打合せしたいと——いろんなお客さん

も来ますし、職員さん方がそこで会議しなきゃいけないとなってるときに、やはり部屋がないよというような話になったときに、会派室のほうでどうですかとかそういう話になって、会派室に見えていただいたり、また場合によっては、もうここでいいんだよと言いながら、椅子を出していただいて打合せをさせていただくとか、そういったことをよく——いつもやってるといふうに感じております。この文書の電子化を進めて紙の削減に取り組んで、これらの成果が——またいろいろ物がなくなっていくことによって、電子化されることによって、うまくそのスペースが空いているというのは、いろいろ効果が出てるんだということは、今のお話、答弁もいただいて確認ができました。

今度はその次の質問に移らせていただきたいと思います。昼休みなんですけれども、ちょうど昼の時間帯に庁舎を訪れると、自席の上、ちょっと電気を暗くして食事を取られている方を見かけたり、たまに会議の打合せなんかができないときに、給湯室で打合せさせていただいたりするときもたまにありましたが、こういったところでお昼を食べておられるというのを見てきてます。これももう21年もいますから、何回かこういう場面——いつも見てますけども、本当に、私はこれ、議員というのはほとんど外で仕事してる人が多くて、やっぱり中でずっといるというのは、なかなか大変なことだなと思ってるんですけど、そういったときに、やっぱりお昼は少しもうちょっとこうリラックスして、食べた後も少しでも休憩が取ればいいのかなど思ってるけど、その辺のところは今どういう感じになって、どんな工夫がされているのか、その辺のところをお尋ねいたしたい。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。職員の休憩場所等、ご心配・ご配慮いただきましてありがとうございます。本庁舎におきましては、生協内で食事を取ることのできるんですけれども、やはり職員が休憩するスペースの確保ということではちょっと足りないかなというところがございます。職員自身の席で昼休みを取っている者も多いということが現状でございます。また、市民課などといった来庁者が多い部署につきましては、自身の席で昼休憩を取るのではなく、給湯室にある限られたスペースではございますが、そういったところで譲り合いながら交代交代で休憩をしている状況で、生協以外の休憩するスペースの確保という点でも、本庁舎のみならず、ほかの庁舎においても十分には確保できていないというような状況ではございます。このような現状につきましては、職員の働く環境としての課題の一つとして認識をしているものの、それ以前の課題として、市民の方を応対する場所や仕事の打合せを行う場所が不足しておりまして、なかなか絶対的に広さが足りていないという問題があるものと認識しております。そのような中で、何から解決していくかということをお考えすると、職員の休憩場所ということもあるんですけれども、まずはやはり先ほどから議論しております市民の方との相談場所というものがまず先にはなるのかなというふうには考えております。ただ一方では、職員の確保という観点もございまして、今いる職員にこの職場で働き続けていきたいと感じてもらうこと、また、これからの人材確保として、この職場で働いてみたいと思っただけのことでも必要だというふうに認識しておりますので、庁舎管理担当の管財課等とも協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。市民の皆さんが来られる、活用されることが第一だということを考えながら進めていただいているというのは本当にありがたいお話でありますし、また一方で、やっぱり職員さん方がしっかりと仕事をするための環境整備というの、自分たちから言い出すことというのはなかなか難しいと思いますし、私も見てて、疲れが取れるのかなとか余計な心配で——皆さん、それぞれストレスをためないようなやり方で上手に過ごされているわけで、今は順調には来てるんだとは思いますが、やはりそういったところが見えて、今回、予算・決算審査特別委員会の中でいろんな議論してる中でも、職員さんをこれから新規で採用するに当たって、やはり取手にいろんな優秀な職員さんが来れるような準備をする中の一つとして、やはり仕事だけじゃなくて、仕事場がどんなところなのか、それは人付き合いとかそういうのもありますけれども、でもやっぱり、施設がもしきれいだったらあそこの施設で仕事してみたいと、誰でもそれは——学校でもそうですよね。思うところだと思うんで、やっぱりそういったところをこれから考えていく時期に差しかかっているんじゃないかなと私は思っているんで、その点を今後ちょっと検討していただきたいと——検討といっても、今すぐどうのこうのというわけじゃないですけども、頭の隅に置いていただきたいながらやっていただきたいと思っていますところでございます。

〔20 番 佐藤隆治君資料を示す〕

○20 番（佐藤隆治君） それでは、4 点目の庁舎建て替えの検討ということになります。この取手市役所の本庁舎の現状について伺います。この庁舎は、本庁舎が昭和 45 年に建設されて、その後、新庁舎の増築などを行い現在に至っていると理解しております。建設してからかなりの年数がたっていると思います。老朽化が進んでいるのではないかと懸念しております。一方では、耐震化も含め様々な改修も行われてきました。私、昭和 46 年生まれですから、ちょうど 53 歳。この本庁舎も同じ年数たっているということは……

〔笑う者あり〕

○20 番（佐藤隆治君） かなり改善していかなきゃいけないところがあると思うんですよ。その当時はすばらしい建物だったからこそ、いろいろと利用者も多かった。でもその後いろんな改修をしながら今日に至っているんだと思いますけれども、建て替えの検討というのもあるのかなと思っておりまして、これ、施設の案内図を表示しましたけれども、先ほど説明したとおりで、これ、真ん中が本庁舎、そして左が議会棟、そして右が新庁舎ということでございますが、これらの今現状——今回は本庁舎のほうと新庁舎、もちろん議会棟も将来的には関わってくる話になると思うんですけども、この辺のこの現状について伺いたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。私は昭和 45 年よりも前に生まれておりますので、もうちょっと進んでおりますけれども、お答えさせていただきたいと思います。先ほど佐藤議員からありましたように、本庁舎につきま

しては、昭和 45 年に本庁舎の 1 階と 2 階部分が——それと議会棟が建築され、その 4 年後の昭和 49 年に 3 階・4 階部分を増築し、さらに、平成 5 年に新庁舎を増築した建築物でございます。その間、平成 25 年に耐震補強及び大規模改造工事などの改修工事を経て現在に至っております。そのため、耐震性については問題がございません。また、これら以外にも、非常用発電設備の改修や太陽光発電の設備の設置、照明の LED 化なども行っており、災害時の対応や環境にも配慮した建築物となっております。このようなことから、手を入れる部分はしっかり対応しており、現状直ちに問題があるというわけではございません。ただし、築 53 年が経過しており、老朽化が進んでいるのも事実でございます。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。ちょっと画面のほう……

〔20 番 佐藤隆治君資料を示す〕

○20 番（佐藤隆治君） （続）今、部長さんのお話から、昭和 45 年に建ててから、1・2 階を建てた上に本庁舎の上に 3・4 階建てたよと。そのあとに新庁舎が建て、というようにお話で、大変老朽化が進んでいるというところがありながらも、機能的にいろいろ改修しながらうまくやってきているというのは、現時点で見て、きれいな庁舎だなどは思うんですけども——さすがに、きれいというのは古くてもきれいという意味で、そういう言葉なんですけれども、これも、これからずっとこれ使っていけるわけではないと思っております。先日、今年 6 月の取手市庁舎等行政施設個別施設計画というのを読んで、いろいろ理解はしておりますけれども、こういったものを読むと、中身は、これから施設は 80 年はもつよう造りますよと。そのためにはこんなお金がかかりますよとか、また取手の本庁舎ばかりじゃなくて藤代、また分庁舎もある中で、うまくそれを今の人口の動態に合わせてうまく使っていくとか、考えていくというふうにしていかなければならない、そういう部分があるのかと思うんですけども、そういった中で、今、他の自治体でももう建て替えが進んでいろいろ——行くと、うらやましい市役所を拝見しますが、そういったところを、やはり茨城県内等でも執行部の皆さんも行かれると思うんですけども、そういったことを含めて、ほかの自治体の状況なんかはどのように把握しているのか、その点、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） 御質問に答弁いたします。茨城県内でも幾つかの自治体が庁舎の建て替えを行っている現状は把握をしております。例えば、つくば市では平成 22 年、水戸市では平成 31 年、結城市では令和 2 年に、直近では下妻市が令和 5 年に庁舎の建て替えを終えており、桜川市では現在建て替え中であることは承知をしております。各自治体の規模、建物本体の階数や構造、他の機能の有無などにより庁舎の状況は大きく異なっており、一概に比較することはできませんが、多くは防災拠点である庁舎は、免震構造の導入による耐震の強化や太陽光発電設備の設置など、環境に配慮した建築物となっております。特に下妻市では、茨城県内の庁舎建物として初となる N e a r l y Z E B（ニアリーゼブ）認証を取得している状況も把握をしておるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 庁舎の建て替え、他の自治体の事例について、今答弁をいたしましたけれども、やはりそういった新しい庁舎を拝見しますと、先ほどから答弁にありますような利用者の滞留スペースですとか待合スペース、何より窓口が1階に集約されているとか、いろいろな利便性のよさというのは感じられるところです。そういった利便性の向上というようなメリットは、建て替えによるメリットとして大きくあると考えます。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。最近と言っても、近年建て替えられた市役所とか、そういったところを御覧になって、いろいろと感ずるところもあるんだと思いますけれど、そういったお話を伺ってよく理解できました。今後、取手市が進んでいく中で、先ほど申し上げたとおり、80年間この庁舎はもつよという中でも、やはりこれからまだ老朽化していく中でかかっていく費用とかも考えながらやっていくと同時に、でも今後もその新しい庁舎を建て替えなきゃいけないという検討の時期に薄々差しかかっているのではないかというふうに思うところがあるんですけど……

〔「薄々」と呼ぶ者あり〕

○20番（佐藤隆治君） （続）そういったことも含めて、今、この取手の庁舎を単純に建て替えたらどのぐらいの費用がかかるんだと、そういうところをやっぱり議員の皆さんも、そして市民の皆さんもまた知りたいと思うんですけども、概算ではどのぐらいかかるかなと検討できるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） 御質問に答弁いたします。庁舎の規模や構造、取り入れる機能によって事業費も様々であり、取手市においてどのような機能を盛り込んでいくかは、まだ検討しておりませんので詳しい試算はしておりませんが、直近の下妻市を例に取りますと、約50億円ほどの建築費がかかっているとのことで、下妻市の人口が約4万人、取手市の人口が約10万人であることを考えますと、建築費は120億円を超える可能性があります。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） ありがとうございます。120億円がかかる——今の概算でですね、建てたときに。また今いろいろ高騰してますから部材とか、だから本当に建設費というのはこれからまだいろいろ詰めてたら、つかめないとは思いますが、でも120億円という大体の目安が見えたときに、これはやはり大変お金がかかる事業で、これ今使っているのは53年たっているわけですけど、このままいけば60年、70年と使うことになるんだとは思いますが、それぐらいはまた次ももつような、すばらしい建物を考えなければならぬ、そういったことで次の質問に移らせていただきたいと思います。庁舎建設基金の創設ということでございます。将来的には、これは進めていかなければならないと思いますが、これ基金をやっぱり考えていかなければ——少しずつでもお金を積み立てていかなければならないと思っておりますが、その辺のところの確保についてはどのようにお考

えになってるのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それではお答えいたします。先ほどの事例を含めまして、庁舎の建て替えを行った自治体や、現在検討している自治体では、それぞれ財源として基金を活用しております。基金の活用も大きく分けて2つ手法がございます。1つが庁舎建設に限定した庁舎建設基金を造成する場合と、広く公共施設の整備と捉え公共施設整備基金を活用するという場合がございます。現時点で建て替えの具体的な検討をしていない以上、庁舎建設基金を造成するのか、それからもしくは公共施設整備基金の積立てを増やしていくのかという点についての検討もしておりませんが、いずれにしても、財源の確保という点では重要な論点になってくるというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁、ありがとうございます。2通りのやり方があるというようにお話でした。

〔20番 佐藤隆治君資料を示す〕

○20番（佐藤隆治君） こちら、ちょっと画面のほうを見ていただきますと、これは、財政部のほうにお願いして、12月補正後の令和6年度末の残高見込額ということで、財政調整基金や主な基金、さらには細かいものを含めた金額の総額を頂いたものなんですけれども、公共施設整備基金という——今、約11億3,000万円、あるだろうというところが、この建設費用に充当できるところの部分になってくるのかなと思うんですけども、今後の考え方としては、こういった80年もたせるという中でも、少しずつ積立てをやって、その積立てによって、頭金になり、そして、皆さんがどういう庁舎が今後望ましいかという、士気が上がるところにもつながっていくと思いますので、私はこういった中では、庁舎建設基金の創設というのを別枠で設けていくのが必要なんではないかなと思うんですけども、その辺に関して、まだ今検討も何もしてないというお話の中でありまして、今後そういったことを考えていく、もう時期になってるのではないかなと思うんですけど、その辺のところお願いします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それではお答えいたします。佐藤議員おっしゃるとおり、基金を造成するにせよ、それから既存の基金の積立てを増やすといった、どちらの方法を取るにせよ、どういった目的でどの程度の金額を目標としていくかなどについては、しっかりと市民の皆様にもお伝えして御理解をいただける必要があるというふうに考えております。今後、本格的に庁舎建て替えの検討を行う際には、そういったこともしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。これは今すぐ行ってほしい話ですけど、ただ、今すぐ建てられる話でも、まだ建て替え決まりましたという話でもないところでのタイミングでの話です。これから10年後とか15年後とか、早くなってもそのぐらいはかかる——20年かかるかもしれないし、もしかしたらずっと使うとなるかも

しれませんけれども、私が今日質問させていただいた中で、最後にもう一度まとめをさせていただいたのをちょっと申し上げさせていただくと、大きく2点でありまして、やはり庁舎の建設基金の創設というのをここで検討していただいて、それで公共施設の整備基金と分けて新たな積立てを——将来幾らかかるというのは、これは考えてみなきゃ分からないところだと思うんですね。例えばここに建て直せるのか、どこかへ移すのか、藤代庁舎や分庁舎がどんな扱いになるのか、やっぱり市民の皆さんの行政に対するサービスの低下を招くような施設にはできませんから、いろんな検討が始まらなければ、金額というのも概算が出ないと——概算というか、もっと具体的な詳細は出ないと思うんですよ。そういったことで、もう積み立てるよという意欲を少し持っていただければと思います。今、西口開発とか桑原の開発とか、いろんなお金がかかる中で、本当に大変なことであるとは思いますが、やはりこの庁舎というのはとても大事な施設だと思うんですよ。市民の皆さんが一番使う。それで、この先のことも考えながら検討していただきたい。そのお金の積立てを考えていただきたいということと、2点目は、取手市にふさわしい新庁舎の建設に向けて検討をスタート、同じことを言ってるんですけども、例えば、行政視察で議員が他の町に行ったときに、一番最初に何を見るかという、駅に着いたときの駅舎、あとそこから出たときの町並みとか、そういったことがまずその自治体のイメージにつながって、そしてそのあとに庁舎でいろんな説明を受けたりするときに、庁舎の規模とか、議場一つ取って、——もう四十何人いたときの議事は本当すごかったですけども、それから今は24人になって、減ってはきてますけれども、庁舎自体も——この議場自体も大変古くなってきてますので、そういった自分たちの議場を見て、他の議場を見せていただいたときに、いやここはすごいなと思うところはいっぱいあります。もちろん古くていいところも取手にはあるので、それは比較という意味ではいろんな比較の仕方があるんですけども、そういうことも含めて、市民の——2番目の話に戻りますけども、市民の誰もが利用しやすい機能的な庁舎、そして職員の皆さんがしっかりと仕事がしやすく、それで十分休めるような環境の整備もしてほしい、そして防災の拠点にもなって、取手市の庁舎、ちょっと行ってみたいよねと思うようなシンボリックな庁舎をぜひとも、これから先、10年・15年・20年後でもちゃんと造れるような、そういう整備をぜひとも考えていただきたい、もし中村市長のほうからお考えが今の中であるようであればお答えいただきたいと思うんですけど、御指名するのちょっと申し訳ないですけど、どんなふうに——取手市議会やってから県庁へ行って、やっぱり県の施設はすばらしく立派だったと思うんですね。そのあとに地元に戻ってこられて、ああっていろいろ感じる場所があって、今いろんな御心配をされてるところだとは思いますが、そういったところでもし、こういうふうに将来やんなきゃいけないとか考えてるところがあったらお聞かせいただきたいんですけども、お願いできますでしょうか。御指名しちゃってすみませんが。

○議長（岩澤 信君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。私の考え方にもなってしまうところもあるんですけども、今、議員からいろいろ御指摘を受けました。そう

いったところも、私も改めて聞いて、ごもっともだなというところもあります。ただ、何をやるべきかという優先順位の中も当然ありますから、今抱えてる——取手が抱えているいろいろな課題、それから事業について、これを着実に進めていくことが一番、今は必要だと思っています。ただ、今、基金の話が出ました。今からそういう準備をちゃんとして、この庁舎の建て替え、いずれはするしかないというふうに思っています。職員の採用の件も先ほど細かくありましたけども、そういったことも含めながら、あと福利厚生という部分も含めて、やっぱり職員のこの環境整備・処遇という部分で、しっかりとこれは私たちが応えていかなければならない課題の一つだというふうにも捉えています。議員がおっしゃるように、基金も含めて、これからも、そういったことも検討課題として受け止めていきたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 市長の御答弁ありがとうございます。本当に取手市が一步ずつ、いろんなことを考えながら前に進んでいくことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、佐藤隆治君の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

午前 11 時 48 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

続いて、小堤 修君。

[12番 小堤 修君登壇]

○12番（小堤 修君） 皆さん、こんにちは。創和会、小堤です。午前中になるかとはらはらしたところですけど、あと10分というところなんで、10分では私は終わらないなと思ひまして、議長、ありがとうございます。さて、今日は12月4日、何の日でしょうか。インターネットで調べるといろいろ出てきます。その中から2つ挙げますと、まず映画のE. T. の日として、1982年——今から42年前ですか、の今日、日本で公開された映画で、この指と指を合わせる、こういうシーンは大変話題になりました。これはバチカン市国のある礼拝堂の天井に描かれたミケランジェロの作品の、アダムの創造というところから来ているということです。そしてもう一つ、今日は血清療法の日という、血清の日であり、1890年（明治23年）12月4日に千円札の北里柴三郎博士とエミール・ベリング博士が破傷風とジフテリアの血清療法を発見したことを論文に発表した日とのことです。破傷風やジフテリアといった感染症は、特に子どもたちにとっては命を落としかねない危険性がありましたが、この発見によって多くの命が救われただけでなく、他の感染症の治療にも革新をもたらしたとのことです。インフルエンザの予防接種にもこの血清療法は広く採用されているそうです。医学の進歩により、人口減少に少しでも歯止めがかかることを期待して、私の一般質問であります人口減少対策の推進に入らせていただきます。

人口減少問題は、少子高齢化により日本全体の人口がこの先減少していつてしまうという大問題であり、各自治体いろいろな対策を講じているようです。取手市にとっても、こ

の問題は避けては通れないことであり、今からしっかり考え対応していかなければなりません。私は、前回、高齢化対策の推進、前々回、少子化対策の推進を質問していますので、今回の人口減少の質問に大きく関係しますが、少子化対策と高齢化対策については除いて質問構成にしています。では資料を使いますので、場所を移動します。

〔12番 小堤 修君質問席に移動し資料を示す〕

○12番（小堤 修君） これは未来創造プラン2024の26ページにあります人口の推計ということで、令和元年は10万7,204人、令和22年になりますと9万と150人と、やはりこう、どんどんどんどん減っていった感じになってます。下のところの子どものところですね、年少人口のところもやはり減っていく。そして、高齢者のところは、そんなには変わらないのかなというところですけど、真ん中の緑色のところのここですね、これは生産年齢人口、これやっぱり減っていくと。で、全体的にこういうふうになっていくかなというところですよ。それでそれに伴いまして、これは24ページの人口動態ですけども、自然動態、生まれてきた子どもと亡くなられた方、これ見ますとやっぱり385人から925人と、だんだんマイナスが増えてます。社会動態のほうは意外とこのマイナスはたまにありますけれども、プラスの面が多いのかなという感じがします。ですけども、それを両方をプラス・マイナスしてみるとやはりマイナスが多いのかなと。こういう状況を踏まえながら質問していきたいと思えます。

この状況から考えられるのは、大きく2つに分けて、1つは人口を増やすにはどうしたらよいかということと、もう一つは、人口が少ない中でどうやっていくのかということですよ。では、人口減少を乗り越える戦略としては、転入人口の増加と結婚数・出産数の増加です。まず、転入人口を増加させるにはどうしたらよいかについてです。現在の取手市人口の社会動態に関する施策についてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは答弁いたします。人口減少ということですが、これは全国的な課題ということでございます。取手市においても、緩やかではありますが人口減少の傾向が続いているというところですよ。とりで未来創造プラン2024では、令和20年【「令和20年」を「令和22年」に発言訂正】の目標を、何もしなければもっと減ってしまうところを9万人を維持するということを目標としまして、人口減に歯止めをかけるべく各種施策に取り組んでいくこととしております。令和5年、取手市における自然増減はマイナス876人、その一方で転入・転出による社会増は873人、差引きで3人の減という結果でありました。社会増の873人というのは、県内では土浦市・つくば市に次いで3位という状況でございました。これは、シティプロモーションや市の魅力を高めるための総合的な取組に加え、定住化支援として住宅の取得補助やリノベーション補助を行うとりで住ま入る（スマイル）支援プラン、またわくわく取手生活実現事業における移住支援金などの各種移住・定住の取組、また昨年より実施しております結婚新生活支援事業など、若年層が転入するきっかけとしやすい補助制度が一定の効果을上げてきたものとい

うふうに認識しているところでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。とりで住ま入る（スマイル）支援プラン、わくわく取手生活実現事業と結婚新生活支援事業などの補助制度で転入人口を増やそうとしていて、それが功を奏していることが分かりました。では、転入を受け入れるための居住場所についての考え方をお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。本市における社会増の状況につきまして、例えば市内でも若年層の転入の多い傾向にあるゆめみ野地区では、令和6年10月1日現在、25歳から39歳までの人口は地区全体の28%、ゼロ歳から14歳までの人口は地区全体の30%となっております。この地域においては、町を行き交う親子連れの姿も多く見られまして、この様子は議員も身近で御覧になっているかと思えます。ゆめみ野地区に限らず、青柳地区や井野地区では宅地造成が着実に進んでいる様子が伺えますし、取手駅西口ではマンションが新設され、またA街区でもさらに新しいマンションの建設が予定されています。今後さらに取手駅周辺の面整備が進みますと、若い世代にとって魅力的な町並みや住まいの姿が見え始めるかと思えます。こういった、市内各所における住まいの魅力を随時発信し、特にこれから結婚・子育てを考えていく世代の皆さんの、住んでみたいという気持ちを後押しできるような施策の充実と情報発信をしていくことが大切であると考えておりました、そのための各種取組を検討しているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。確かに、まず若い人に住んでみたいと思えるようなまちづくりが大事だと思います。では、市長が提唱する住み続けるほど好きになるまちづくりは最も大事なことでありますが、まずここに住みたいと思ってもらえるための取手市の地域ブランドをどのようにプロモートしているのか、今後はどうなのかをお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） シティプロモーション、特に移住促進の観点からお答えをさせていただきます。実はこの議会開会前、先週の金曜日、11月29日になりますが、29日からシティプロモーションサイトに新コンテンツを追加しまして、移住した際の生活費をイメージできるシミュレーション、また移住者へのインタビューなどの、市への移住を検討している方に興味を持っていただけるような機能として追加をさせていただきました。また、年明けには、移住者へのインタビューの動画も公開する予定となっております。こうしたコンテンツを通じて、魅力あふれる取手市の生活や印象をイメージしていただければというふう考えております。今後は首都圏内の移住支援センターなどを中心にサイトの周知を図ります。また、取手市民の方が市外の知り合いの方などに取手への移住をお勧めする際にも役立てていただけるかと考えております。そのほか、シティプロモーションサイトと市公式インスタグラムが連動する市民投稿機能の追加や、ほどよく絶妙と

りでファンクラブの活動を通じて、市民の皆さんが自発的に町を盛り上げることで、一層の魅力ある情報発信の充実とシビックプライドの醸成につなげていきたいというふうに考えております。——ちょっとそのシミュレーションサイトのほうを画面で御覧いただければと思うんですが、今、画面が切り替わらないので……。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 私のほうから簡単に、とりで生活費かんたんシミュレーションの概要を御説明させていただきます。画面のほうを御覧ください。座って失礼いたします。

〔魅力とりで発信課長 数藤弘人君資料を示す〕

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 今回新たに導入しました、このシミュレーションサイトでございますが、このように——ちょっと画面すみません、小さくて見づらくて申し訳ございません。世帯の種類・世帯の区分・住居のタイプを選択いただきますと、取手市にお住まいになった場合の1か月の生活費の目安が示されるものとなっております。生活費の内訳としましては家賃、食費、光熱・水道費、家事用品費、保健医療費、交通・通信費、教育費、教養娯楽費といった、こういったものが素早く出るような形になっておりまして、単身世帯で勤労者世帯、賃貸といった形で生活費を簡単に試算するとなりますと、このような形で金額がそれぞれ国の家計構造調査などのデータに基づいて算出できるものとなっておりますので、こういったシステムを県外の方に御活用いただいて、取手市を新たな住まいの一つとして選択肢に加えていただけるような取組を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 先ほどの私の冒頭の答弁の中で、人口の目標9万人を「令和20年」の目標と申し上げたようでございまして、正しくは「令和22年」の目標でございます。訂正をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 今見せていただいて、ありがとうございます。実は私も、それやってみました。一昨日、山野井議員も紹介してましたけれども、こんなに取手市に住めば安くなるんだというふうなところが実感できたわけです。本当にいい取組だと思います。どんどん発信していただければと思います。

では、そのように住みたくなるまちづくりをしていくには、住環境の整備は欠かせないと思います。そこで質問です。自分の住んでいる近辺に緑があると心が落ち着くとか、安らぎます。人にとって緑は欠かせません。では取手市では、人と自然の利活用についてどのように考えているか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、小堤議員の御質問に答弁させていただきます。市では、都市と自然が調和した環境のまちづくりをまちづくりの基本方針として、緑地の保

全・管理に取り組んでおります。市が管理する緑地の一つである、ゆめみ野地区にあります山の坊緑地は、ゆめみ野地区が区画整理事業で整備される前の自然をそのまま残すことができた緑地です。これまで、都市緑地法に基づき、土地の所有者の方と貸借契約を締結しまして山の坊市民緑地としておりましたが、所有者の方の「この豊かな自然を後世に残したい」という思いから、令和6年8月8日付で市へ寄附を頂きました。取手市の所有となったことで市民緑地の要件が外れ、都市公園法に基づく緑地として山の坊緑地に名称を変更し、令和6年9月2日に公告しております。今後も寄附を頂いた際の御意向に沿って、自然な状態を後世に残しながら、ゆめみ野地区をはじめとした多くの市民の皆様と親しんでいただけるような緑地として、適切な維持管理を行っていきたくと考えております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。たしか9月の第3回定例会で、その寄附についてありました。豊かな自然を後世に残したいという寄附をされた方の気持ちは、大変ありがたい限りです。では、山の坊緑地はどのように整備していくのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 水とみどりの課長、蛭原一雄君。

○水とみどりの課長（蛭原一雄君） 答弁させていただきます。現在、山の坊緑地は自然を残したままの状態であるため、遊歩道が一部整備されておりますが、途中で行き止まりになっている状況でございます。幅広い年齢層の方が気軽に緑に触れ合える場所になるよう、隣接するゆめみ野公園と一体として回遊できる遊歩道の整備も、今後調査・検討してまいりたいと思います。質の高い緑を増やし適切に保全することで、住みたい、住み続けたいとなるような、持続的で魅力あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。分かりました。緑豊かな自然があり、生活に憩いや潤いがあるのは大切なことです。質の高い緑で、住みたい、住み続けたいとなるまちづくり、いいと思います。

では、これからそういうところに住んでみたいと若い人に思ってもらう前段階の結婚についてです。先日、あるニュースで、こども家庭庁の発表ということで、結婚しない理由というのが報道されてました。国立社会保障・人口問題研究所の調査では、いずれ結婚はしたいそうですけれども、若者が結婚しない理由として、男女ともに「適当な相手に巡り会わない」が最も多く、次いで「自由さや気楽さを失いたくない」、「まだ必要性を感じない」というのが多いようです。また、「異性とうまく付き合えないから」とか、「今は趣味や娯楽を楽しみたいから」が男女ともに増加傾向にあるようです。では、このようなことを踏まえて、まず市では結婚数を増加させるため、どのような支援策に取り組んでいるのでしょうか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 確かに、婚姻数、取手市においても減少しております。婚姻の数ですけれども、合併当時、平成17年には年間531件の婚姻がございましたが、

新型コロナ感染症の拡大に伴い、令和5年には286件まで減少したというところがございます。全国的に未婚化や晩婚化が進む中、取手市もその例に漏れず、ゆめみ野地区のように子育て世代が増加している地域もございますが、市全体としては少子化傾向であり、婚姻数自体も低調な推移であるという認識でございます。出生率向上のためには、希望する年齢で結婚の希望をかなえられるよう後押しするような取組も必要であると考えており、そういった趣旨も踏まえ、国の補助金を活用した結婚新生活支援事業に取り組んでいるところでもございます。令和5年度に本制度を利用された御夫婦が、32組64名でございましたが、そのうちの29名の方が結婚を機に取手市に転入をされたということになっております。また、事業実施後のアンケート結果によりますと、およそ70%の御夫婦から、この制度が結婚のきっかけになったというような回答もいただいております。こうしたことから、こういった制度が結婚の後押しになり、少子化対策・結婚支援というところにつながっていったのではないかとこのように考えております。今後は、縁あって取手市で結婚新生活を始められた方々が、取手に魅力を感じて住み続けたいと思えるような取組を一層充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 分かりました。ありがとうございます。この結婚新生活支援事業は、29歳以下だと60万円、そして39歳以下だと30万円補助してもらえるとこの制度で、大変助かる制度だと思います。この制度をより多くいろいろな方面にPRしていただきたいと思っております。ちなみに今日12月4日、またさっき言い忘れましたが、実はもう一つありまして、いつもふたりが幸せという語呂で、いつもの1とふたりの2と幸せの4で12月4日となるよう、ジュエリー屋さんがつくった記念日だそうです、参考までに。

では、婚姻数が減れば出生数も減ります。先日、多くの新聞で、今年の出生数は上半期で約33万人であり、下半期も同じペースだと66万人で、昨年の72万人を下回るのではないかと報じていました。また、過去の出生数調査を見ますと、私が生まれた1961年は約159万人だったのが、減少傾向が続き、2000年度は119万人、そして2016年には100万人を割り、2022年には約77万人になってしまいました。では、一昨日、山野井議員も言っていました、取手市で結婚して子どもを産み育てたいと思ってもらえるような出産支援策について、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。少子化や婚姻数の減少の背景といたしましては、多様な価値観の広がりによって若者にとっての結婚や出産に関する優先順位が低くなったことや、育児に関する女性の負担がいまだに大きいこと、経済的な負担に関する不安が理由として挙げられます。本市の出生数に関しても、平成18年には816人だったものが、令和5年には490人となるなど、18年ほどの間に約4割も減少しており、様々な要因により、少なくない若者が結婚や妊娠・出産に対し、不安感や前向きになれない気持ちを持ってしまうことが要因の一つであると考えられます。国のこども大綱では、妊娠前から妊娠期・出産・幼児期までの切れ目のない保健医療の確保が重要事項として掲げられております。今般、こども政策室において策定を進めているこども計画においても、

これに基づき、妊産婦の健康診査や出産に対する経済的な支援・相談体制の強化などを重要事項として位置づけることを検討しております。また、議員も御承知のとおり、現在、子ども関連の各種施策の集約と連携を強化するため、組織体制の大きな見直しを行っております。少子化に歯止めをかけるため、結婚・妊娠・出産と続く人生の大きな転換点において、若者が希望を持ってそうした場面に立てるよう、ライフステージに応じた支援について、全庁横断的にこどもまんなかな視点を持って取り組んでいく考えでございます。この取組を充実させ内外に魅力として発信していくことで、市内において、出産・子育てを考えている皆さんの不安解消につなげ、人口増の一助としていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。今答弁にあり、初日の全協でもありましたように、来年度から新たにこども部が設置される予定です。ぜひ取手市の特色を生かした様々な施策を考え、推進してほしいと思います。

では大きな2つ目として、人口減少と共存する戦略として、少ない人口でどのようにやっていくのかについて質問していきます。まず、財政についてですが、何を行うにも財力が乏しければ思うようなことはできません。人口が減れば当然、市民税も減るでしょう。市内での消費、買物なども減るわけですが、取手市は西口再開発・桑原の商業施設という大きなプロジェクトを控えており、完成の暁にはたくさんの方がやってきて、多くの消費が見込まれますが、現時点ではどのぐらい市の歳入があるかは分かりません。では、税金等の歳入以外に、市として財力をアップさせる方策は何かありますか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、小堤議員の御質問に答弁いたします。市では、今年3月に、市の基本計画であるとりで未来創造プラン2024を策定いたしました。計画では、15ある重点施策の一つに持続可能な自治体経営を定めており、個別の取組として、利用が見込まれなくなった土地の財産処分、ふるさと取手応援寄附金の募集・活用を挙げております。また、今年度策定を進めておりますとりで行政経営改革プラン2025では、公共施設を対象にしたネーミングライツの活用・推進にも取り組むこととしております。こうした様々な手法により税以外の歳入の確保に努めているところでございます。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。分かりました。税以外に、市の土地の処分とかふるさと納税、そしてネーミングライツの活用があるとのことですが、それぞれの具体的な取組についてはいかがでしょうか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。各取組の実績ですが、まず、昨年度につきましては、土地売払収入が約5,000万円、ふるさと取手応援寄附金が約15億円となっております。今年度につきましても引き続き取組を進めておりまして、今回12月の補正予算では土地売払収入約1億6,000万円、ふるさと取手応援寄附金約5億円を増

額しております。また、ネーミングライツ料につきましては、今年度中に歳入が見込まれる795万円を計上しております。そのほかにも、不用となった公有財産の処分のため、官公庁オークションを活用した歳入の確保にも取り組んでおります。昨年度は、消防ポンプ自動車など車両4台を売却し、約370万円の収入がございました。今年度も、これまでに車両3台を出品し、先日、入札が終了いたしました。現在、入札後の手続きの期間中でございますけれども、落札額は合計で約300万円ほどとなっております。今後も、こういった形で税外収入の確保の対策に継続して取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 分かりました。税収以外にもいろいろな歳入確保があるわけで、今おっしゃられたように、官公庁オークション、そういうのもあるわけですので、心強く理解しました。引き続き、税収アップの方策と併せて、とりで行政経営改革プラン2025が策定されましたら、このプランを踏まえながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、山野井議員も言つてましたけれども、人口が減少すると財政状況も悪化するわけで、そうすると、どうしても行政サービスの低下につながつてしまいます。市では、行政サービスの低下を防止するために、AIやDXをどのように取り込んでいるのかお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、小堤議員の御質問に答弁いたします。限られた職員で多様化・複雑化していく行政ニーズに答えていくためには、常に業務の効率化によります生産性の向上が求められます。その手法の一つが、先ほど御紹介いただきましたAI技術をはじめとするデジタル技術の活用と考えてございます。取手市では、今年の8月に導入した議会答弁書作成支援システムのような生成AI技術、会議録の文字起こしなどに利用いたしますAIの音声認識技術、また申請書などの自動処理をサポートするAI文字認識技術といったものを活用して、業務の効率化を図っているところでございます。現在は、内部事務での活用が主になってございますけれども、窓口業務への活用事例といたしましては、障害福祉課のカウンターに設置しております、会話内容をリアルタイムで表示するディスプレイにAI音声認識技術が使われております。AI技術は今後様々な分野での活用や、さらなる技術革新が行われていくものと思われまふ。導入には、費用や情報の正確性の確保などといった課題もございませうけれども、AI技術を単なるツールとしてではなく、業務を補助する職員の一入として捉え、様々な業務で活用することで、行政サービス全体の質の維持・向上に努めてまいりたいと考えてございませう。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。今ありましたように、既に障害福祉課でも窓口にAIが活用されているということで、私、昨日、来庁者のいないところで、そのAIによる音声認識を経験させていただきました。音を拾つて、それで文字が出るということで、本当に来庁者思いのシステムだなというふうに感動しました。ありがとうございます。このように、業務の様々な分野で、職員の一入として業務の効率化を図り、

サービスの低下防止に努めているわけです。では、とりで行政経営改革プラン 2025 において、行政サービスの向上・効率化がうたわれています。その関連性についてはいかがでしょうか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。とりで行政経営改革プラン 2025 は、まだ案の段階ではございますが、取り組む改革の項目として、デジタル技術を活用した行政サービスの向上・効率化を掲げようとして今進めているところでございます。先ほど部長答弁にもありましたとおり、内部の事務の効率化だけではなく、窓口サービスの向上においてもデジタル化を進め、市役所に行かなくてもオンラインで手続きができる、いわゆる行かない窓口や書かない窓口の実現に向けて、デジタル技術の活用を図って、質問の趣旨の少しでも進捗が図れればと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。今おっしゃられた、行かないで済む窓口、あと書かないで済む窓口、これは市民にとってはとてもありがたいサービスだと思います。将来が本当に楽しみになるというところでは行政サービスの低下で気になるのは、やはり公共交通機関の撤退や縮小です。現状及び今後の構想などはいかがでしょう、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは御質問にお答えさせていただきます。人口減少は地域公共交通にも影響を及ぼしておりまして、国の交通政策白書や国土交通省白書におきましても、交通需要の減少及び交通事業を担う労働力の供給の減少との両側面から、地域の移動サービスは危機的な状況を迎えていると指摘されております。特に、通勤・通学を中心に公共交通の需要が減少し、公共交通機関が減便や廃線などを余儀なくされておきまして、市としても憂慮しているところでもあります。令和 2 年に策定しました立地適正化計画におきましても、人口減少に伴う公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下を課題として取り上げておりまして、まちづくりと連携した公共交通網の再構築を掲げ、生活サービス機能の維持や施設へのアクセスの確保を目指すこととしているところです。一方で、都市機能を集約した駅周辺の拠点から離れた地域に居住する方や、移動困難者などの移動手段としての公共交通の維持も重要であり、とりで未来創造プラン 2024 におきましては、重点施策の一つである快適な生活を支える都市機能の充実の中で、重点事業の一つとして地域公共交通ネットワーク維持整備事業を位置づけております。今回の補正予算におきましても、市民の日常的な移動手段の確保として、通勤・通学の要となっている、藤代駅南口から藤代桜が丘までの路線バスを維持するための補助金を計上させていただいているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。まさに公共交通の課題は大きな事案

ですので、国の白書や、今おっしゃられましたように立地適正化計画、そしてとりで未来創造プラン2024などをよりどころにして、取手市の実情に合った市民のための公共交通の再編を計画してください。また今回の補正予算による——今部長からもありましたように、補正予算による補助金も取りあえず仕方がないところかと思いますが、これは喫緊の課題であり、そのような状況下にある公共交通機関を今後どのように展開していくのか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えします。人口減少下における状況を踏まえ、やはり将来に向けた持続可能な公共交通網の構築が急務になっています。そうしたことから、現在、市の公共交通のマスタープランとなる取手市地域公共交通計画の策定を進めているところであります。地域の特性に合わせたコミュニティバスや、例えばデマンドタクシーなどの新たな交通手段の導入なども検討し、公共交通の維持・充実に向けて交通利便性の向上と公共交通の利用促進を図り、人口減少や高齢化に対応してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。とにかく、令和7年度ですか、この取手市地域公共交通計画の策定が目下の目標であると思います。ぜひ、利便性が向上し多くの人に利用してもらえるような新たな公共交通を整備することが、人口減少や高齢化対策につながるとお聞きしますので、どうぞよろしくお聞きいたします。

では次に、人口が減少すると不足するのが労働力です。日本は今後、生産年齢人口が減少していくと推計されています。この切実な問題を解決するに当たり、働きたい女性、働きたい高齢者は大きな労働力となると思います。そこで、女性や高齢者が働き活躍するには、市としてどのような支援がありますか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） これは、ある民間の調査結果による数字なんですが、すけれども、出産や育児をきっかけに働き方を変えたという方の割合が、女性では62.3%に対して、男性は34.5%という数字がございます。労働力の確保という中で、女性に活躍していただくといった場合に、仕事と子育ての両立のためのサポートが求められるんだというような現実がかいま見られる結果だと思います。市としても、子育て中のお母さん、そしてお父さんが、お子さんの居場所を心配することなく仕事に専念できる仕組みづくりというところには力を入れているところでございます。具体的に申し上げますと、保育所・放課後子どもクラブの充実といったことがございまして、現在、藤代駅の北口の駅前にある認定こども園に加えまして、今後、取手駅西口の駅前にも保育所の整備を計画しているところでございます。これは、お勤めになる保護者の方の利便性の向上につながるとお聞きしております。また、本年度より、戸頭と藤代の地域子育て支援センターが土曜日も開所するようになりまして、お仕事がお休みの日に、子育てに関する心配事や不安な点、悩みなどを相談できる体制も取っているところでございます。今後は、

男性も子育てに参画しやすい仕組みづくりの一層の充実を図るなど、子育て分野における男女格差の縮小を図る視点というのも重要になってくるかと感じております。

また、もう一方の高齢者の方についてですが、高齢者の方につきましては、現在、ハローワーク龍ヶ崎との共催によりまして、高齢の方で働きたいといった方向けのセミナーを年4回開催して、就業に必要な情報の提供や就労相談などを実施しているところでございます。また、それとは別に、国のほうで一定の所得のある高齢者の厚生年金を減額するということについて、制度の見直しが検討されているという報道が先般出ておりました。市としても、こういった国の動きにも注視しながら、制度の周知や就労支援策といったものをタイミングよく実施できるようにしていきたいと考えているところでございます。今後も、年齢や性別にかかわらず、安心して生き生きと働ける体制づくりを目指してまいりたいと考えております。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 丁寧にあありがとうございました。確かに、出産や育児で仕事を辞めたとか、または非正規社員になったなどの声を聞く一方、今までの自分の仕事に対するキャリアを出産や子育てで終わらせたくないという思いの女性もいます。そうすると、子どもは産まない、産んでも1人までということになり、人口減少につながってしまいます。このようなことがないよう、仕事と家庭が両立できる仕組みづくりが大切です。今おっしゃられたようなことだと思えます。また、共働き世帯の103万円の壁も労働力不足に関する微妙な問題であり、これは熟考が必要かと思われます。そして人生100年時代、働きたい高齢者の活躍を支援し、今まで培ってきた知識・技術・経験を若い人に傳承していただくことも労働力不足解消とともに大事なことだと考えます。

では現在、私たちの身近なところにも多くの外国人の方がいます。就労人口が減る中で、建設業関係や製造業関係・介護関係など、外国人労働力を取り入れている業種もあります。取手市としては、外国人労働力についてどのように考えていますか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。国の統計データによりますと、令和5年10月末時点における茨城県内の外国人労働者数は5万4,875人、県内事業者における構成比は2.7%となっており、市町村によってばらつきはあるものの、県内事業者ではおよそ30人に1人が外国の方が就労されているということになるかと思えます。取手市内におきましても、コンビニエンスストアや工場等に就労する外国人の方の姿が見受けられます。今後、市内の様々な事業所において、海外出身の方の労働力に頼る場面はますます増えていくことになると感じております。それに伴いまして、文化や生活習慣の違いから、日々の暮らしに不安を覚えたり、近隣住民と思わぬトラブルが起きてしまうといったことも想定されることから、互いに共存できる環境づくりが重要になってくると認識しております。現時点におきましては、まずは多文化共生の観点から、言語や文化への違いを克服するためのサポート体制、生活の支援やごみ出しマナー、防災対策などの各種情報提供の充実など、外国人の皆さんのみならず、様々な生活背景を持つ皆さんが安心して暮ら

し働けるよう、環境整備に努めているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。まさしくそうだと思います。外国人の方に、日本で仕事をしてよかった、取手市に住んでよかったと思ってもらえるよう、市としても生活面や文化の違いについても広く周知して行ってほしいと思います。秘書課が所管している取手市国際交流協会の活動もその一環であると思います。

では、地域コミュニティの機能低下防止についてです。この人口減少状況は今後加速していくことと思われます。地域の連帯意識の希薄化により、自治会・町内会への加入が低下してくるなど、新旧融合しないなどの課題が出てきているところもあります。このような地域に対して、市ではどのような働きかけをしていますか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） 御答弁申し上げます。自治会・町内会は、住みよいまちづくりを目指して、その地域住民で自主的に組織・運営している任意の団体のため、市から住んでいる方へ加入を強制することはできません。しかし、地域コミュニティの中心的な存在として、地域の防犯や防災、それから環境美化や地域の見守りなど、様々な活動を支えている重要な団体でございます。現在、市民協働課では、地域コミュニティ機能維持のため、取手市地区補助金などを自治会・町内会へ交付している状況でございます。さらに、令和6年度、これからなんですけども、年明けになろうかと思えますけども、広報とりでにおきまして自治会特集を掲載する予定でもございます。人口減少とともに時代に応じて変化していく新たな活動形態を、住民の方、市民の方に知っていただくことによりまして、自分でもできることや関心のあることから、無理のない範囲で地域活動に参加してもらえるよう、住民への動機づけになればと考えているところでもございます。また、地域と行政のパイプ役の市政協力員には、各地域の課題や問題となっていることなど、住民環境の向上や行政運営の円滑化に御協力をいただいているというような状況でございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 分かりました。市のほうでもいろいろやっていただいているということが分かりました。そのようなことが人口減少対策につながっていくんだなというふうに思います。では、総務省が取り組んでいる地域運営組織というのがありますけど、取手市の場合はこれはいかがでしょうか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） お答えさせていただきます。地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となり、地域の課題解決に向けた取組を持続的に実施する組織です。取手市においては地域運営組織は構成されておきませんが、これまでも地域支え合いづくり推進協議会の中で、それぞれの地域の課題や問題に対して、地域資源を活用しながら取り組んでまいりました。これからも協議会に参加し、地域課題

の情報を共有することにより、地域を支える多様な組織と連携・協力し、問題解決等の支援に努めてまいります。今後も、市政協力員や自治会・町内会の方々からの相談に対し、地域の実情に合ったアドバイス等を丁寧に行い、よりよい地域のコミュニティー活動を支援してまいります。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。そういえば、戸頭団地にはお助け隊という組織がありまして、いろいろやってるようです。そのような組織、そういうのは今後さらに必要になっていくのではないのでしょうかと思います。

では次に、コミュニティーということで、教育委員会にお聞きします。取手市では今年度から市内全ての小中学校にコミュニティー・スクールが導入され、保護者でなくても地域の方々为学校に関わっていくと理解しています。では、児童数も減り人口減少が進んでいく中で、コミュニティー・スクールを通して地域のコミュニティーがどのように形成されていくのか、学校側からの地域への関わり方や在り方についてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 小堤議員の御質問に答弁させていただきます。地域の人口が減少する中、コミュニティー・スクールの導入は、単に子どもたちの豊かな学びの実現でありますとか、安全安心の確保等にとどまることなく、地域の絆を深める一つの方策でもあると考えております。保護者や地域の皆様、教職員等により組織される学校運営協議会の場では、その学校でどのような子どもたちを育てていくのか、そのために大人ができることは何なのか等を協議していただいておりますが、その内容は、単に教育にとどまらず、地域の課題にも及びます。こうした協議や活動が継続されることで相互の理解が深まり、学校は教育の場を超えた地域の核となり、地域全体の活性化にもつながるものと考えております。活動例を一つ申し上げますと、久賀小学校では専任のコーディネーターを中心に、KOS、久賀小応援サポーターという組織を立ち上げまして、ここでは草刈りのサポーター、あるいは地域の方が授業に入る学習支援部会、ベルマーク部会、あるいは登下校の見守りなどを行う安全部会の4つに分かれております。地域や保護者の皆様に、こういったボランティア活動を実施していただいているところです。こうした、子どもたちのためにならという、地域の皆さんと同じ方向を目指して協力し合うという活動は、地域の交流を盛んにし、より一層の一体感を高めていくものと考えております。今後もそれぞれの学校に合った活動が推進されるよう、市内全域に広がるよう、教育委員会としても支援を継続してまいりたいと考えているところです。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。このコミュニティー・スクールが、教育の場の活性化のみならず、地域の核となって地域全体の活性化にもなるわけで、学校と地域の双方の交流を深めていき、人口減少の中で効果を発揮するものと期待します。では、ここまで様々な部署から人口減少に関する対応や考えを聞いてきました。人口減少は今日答弁していただいた部署だけでなく、あらゆる分野に関係があると思います。それは、市

役所は、市民の皆さんの生活や人生を豊かにするために役立たねばならない所だから市役所というのだと思います。

〔笑う者あり〕

○12番（小堤 修君） そういことです。では最後に、人口が減少していくという問題意識と危機管理を持ちながら、住み続けるほど好きになるまちづくり、わくわくする取手市を目指して今何をしなければならぬのかを考えたとき、取手市及び地域のあるべき将来像について、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） それでは、小堤議員の御答弁を申し上げたいと思います。まず初めに、先ほど議員のほうから、シミュレーションを見たときに、私もやってみましたという話と、これだけ安く取手に住めることができると。余力がありましたら、地域の活性化という部分でも、ぜひともこの取手市の地域のあるべき将来像ということで、やはり、あるところに皆さんがちゃんと集まってにぎわいを持つということも必要だと思いますので、そういった余力があれば、安く住める分、皆様の投資もお願いしたいなというふうに思っています。今年度からスタートしました、とりで未来創造プラン2024におきまして、私は、住み続けるほど好きになる街をつくるということを目指して、将来にわたり発展する地域社会の構築の大切さを強調してお伝えしております。小堤議員の、人口減少という観点からの御質問を受けまして、これまで様々な部局からお答えをさせていただきました。行政と地域の皆様が対話を重ねる、それから地域の課題は課題として共有をする、共に考え問題意識を持ちながら共に解決していく、そういったことも、郷土愛を共にして、育て、つないでいくためにもとても大切だと思っております。その過程に、この町ならではの魅力が醸成されていくものと信じています。現在、市の総合計画、とりで未来創造プラン2024が目下進行中であります。昨今の人口減少の現実を受け止めつつも、今の子どもたちが大人になり、そして働き、子育てをする、10年後・20年後の未来を明るく描いていきたい。そして一步一步、計画を見直して着実に進めていくことが大切だというふうに思っています。今後もここに挙げさせていただいた様々な課題解決に向けて、職員一丸となり、それぞれの立場でより一層、精いっぱい進めていきたい、そのように思っています。取手市の子どもたちの笑顔に接するたびに、私はこの町の将来の限りない可能性を感じさせられております。この町に暮らす子どもたちと、子どもたちを取り巻く全ての人々が、やりがい、生きがいを持ち、そして将来に温かな希望の光をともしせるようなまちづくりをしてまいりたいというふうに思っています。私もその先頭に立って、ぜひこの町のためにこれからも働き続けたい、そんなふうに思っています。この思いを市民の皆様と共にして——皆様にも共にしていただいて、御一緒に歩みを進めていただきたい、そのように願っています。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 市長、ありがとうございました。今日は人口減少に関する様々なことが確認できました。私の思うところも執行部とほぼ同じです。地域の方々と問題を

共有し、行政としてあらゆる方策を講じて、大人も子どもも、この取手市に住んでいてよかったと思えるまちづくりに傾注して行ってほしいと思います。私たち市議会議員も、市民の代表として、行政と共に取手市の将来像、イコール子どもたちの笑顔と躍動する取手市のため、人口減少に立ち向かいながら、今しなければならぬことを精いっぱい頑張っていくことが私たちの責務と感じます。以上で私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で小堤 修君の質問を終わります。

続いて、加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。通告順にお伺いします。まず初めに、令和7年度予算編成方針について伺います。10月22日に示された令和7年度予算編成方針の中で、市の財政状況は引き続き厳しい状況にあり、予算編成は極めて厳しいものとなることが想定される、歳出全般について節減・合理化措置を積極的に講じることにより、徹底した精査を行うとしています。令和7年度予算編成方針に、市民福祉の増進に寄与するとの地方自治法が求める基本が捉えられているのか、市長にお伺いいたします。

〔24 番 加増充子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、加増議員の御質問に答弁いたします。市民の福祉の向上に寄与するかという御質問ですが、予算編成に限らず、市政運営全般の隅々まで、市民の福祉の向上を目指しているということは言うまでもございません。その中で、予算編成に当たっては、地方自治法施行令に基づき市が定めた予算に関する規則において、市長が毎年度の予算の編成方針を決定し、各部・各課の長へ通知するというふうに規定されていることから、これに基づき予算編成方針を毎年度作成し、庁内各課への予算編成説明会に合わせてお示しをしております。令和7年度の予算編成方針につきましては、市の基本計画であるとりで未来創造プラン2024の重点施策に沿った形で、「快適で住みやすい都市の実現」、「魅力の創造と発信」、「未来をつくる世代を育むまちづくり」、「健康でいきいきとした社会の実現」、「大切な日常が守られる環境整備」、「将来にわたり発展する地域社会の構築」の6つを基本項目として設定しております。現在、この予算編成方針に基づき、全庁的に新年度予算の編成を進めているところです。新年度におきましても、将来都市像である、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち」を目指して、全庁一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） この内容は、予算委員会も3月議会に予定されておりますので、そこでまた詳しく伺いたいと思います。ありがとうございました。その中で私たちは――去る9月25日、共産党市議団は、「いのちと暮らしを優先し、安心して住み続けられる

取手市へ」と予算要望を提出いたしました。そのうちの何点か伺います。

初めに、医療・福祉の充実と子育て環境の充実を求めます。中でも、子どもの医療費無料化は、マイホームを求めて取手市に転入された子育て世代の皆さんからの圧倒的な要望でもあります。以前、取手市は、窓口負担を市が償還払いで子どもの医療費無料を実施した時期がありました。今、諸物価の高騰が続き、子育て世代は大変苦勞されています。子育てが安心できる町へ、今こそ一歩踏み出すときではないでしょうか。医療費の無料化については、いかがお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの加増議員の御質問に答弁いたします。現在、子どもの医療費につきましては、茨城県と市町村の共同事業である医療福祉費支給制度——いわゆるマル福と、市の独自事業であるぬくもり医療支援事業におきまして、18歳——高校生相当年齢までの医療費の助成を実施しております。いずれの制度も、現行におきましては、窓口での自己負担額を、外来の場合は1回600円で月2回まで、入院の場合は1日300円で月に10日までとしておりますが、外来においては月2回までの1,200円を上限としておりまして、3回目以降の自己負担はございません。また、入院についても、月3,000円を上限としております。県の小児マル福制度及び市の独自事業であるぬくもり医療支援事業については、対象年齢の引上げ並びに所得制限の緩和など段階的に制度の拡充を図ってまいりましたので、子どもの医療費に係る負担軽減については図られているものと捉えております。その上で、御質問の子どもの医療費の完全無料化についてお答えいたしますが、現行制度の自己負担を市が公費負担するには、令和5年度の実績から試算すると約6,000万円程度の一般財源を必要とし、さらに、御質問の窓口負担の完全無料化を実施するためには、自己負担額未達の窓口負担についても全て公費負担することになりますので、正確に試算することは難しいですが、少なくとも7,000万円から多くて1億円程度の一般財源が必要になると思われまます。現在、急速に進む少子化や人口減少は大きな社会問題となっておりますので、子育ての経済的負担を軽減する観点から、全国どこに住んでいても同様の医療支援を受けられる体制が求められています。その必要性からも、令和6年8月の全国知事会において、国に対し、所得や地域等に関係なく誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子ども医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で、早期に実現することの提言が行われました。このような情勢を踏まえまして、市の単独財源で窓口負担を無料化するより、各自自治体の財政力等の違いから生じる地域間の不平等を解消し、全国どこに住んでいても同様の医療支援を受けられる全国一律の制度の中で実現していくべきと考えております。したがって、今後も国に対し子育て支援の観点から、全国一律の子ども医療費助成制度の創設に向けた働きかけを行いつつ、引き続き、県政に対する要望並びに県内市町村で構成する医療福祉費事務協議会を通じて、県のほうにも要請をしてまいります。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今の部長の答弁では、期待していきたいと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

次に、持続可能な産業政策への転換を求めます。取手市中小企業・小規模企業振興基本条例では、第1条で、「本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与する」とし、第5条で、「市は、基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するもの」と明記しております。大型店の誘致より、地元商業の再生のための市の役割が重要だということだと思います。中小企業・小規模企業振興基本条例の具体化・促進について、この方針についてはどうなのか、具体的にお伺いします。市長にお伺いします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

[まちづくり振興部長 野口 昇君登壇]

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 加増議員の御質問に答弁いたします。市内産業を持続可能なものにしていくためには、地域経済の活性化が重要であると考えております。まず、商業において、市では商工会等の関係機関と連携を図りながら、市内事業者の経営の安定に努めるとともに、販路開拓の支援、創業支援、商店街への活性化事業補助金交付、空き店舗に新規出店する方への補助金交付等、様々な支援に取り組んでおります。ただ、今日では、物価の高騰や人手不足、少子化による人口減少、インターネット取引の拡大、消費者ニーズの多様化、大規模商業施設との競合などにより、事業者を取り巻く環境は大きく変化し、様々な課題を抱えていると考えております。このような中で、市内の中小企業・小規模事業者に対する支援が真に実効性を持つためには、具体的な課題やニーズ等の把握も必要であり、地域と時代に即した今後の具体的な検討のためにも、まず市内事業者への経営環境等の調査を進めてまいりたいと考えております。

[まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 様々な支援を頑張っていきたいという、その意気込みは感じ取れました。今後、期待します。そしてこの間、私たちは中小企業・小規模企業振興基本条例を生かして、地元商店、小規模事業者等の産業活動支援を具体化、推進することを議会の中でも求めてまいりました。毎年、要望を提出してまいりました。その中で、住宅店舗リフォーム助成制度の創設の提案が一番——これまでも求めてきたものですが、この住宅・店舗などのリフォームで地元業者の受注拡大、地域活性化を図る、このことについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） 加増議員の御質問に答弁させていただきます。地元事業者への支援という面におきましては、現在は自治金融制度におかれましては事業資金の融資、その保証を行うなど、業種についても広く活用できる制度で事業者支援を図っているところでございます。特定の業種や事業への支援になりますと、その影響、公平性の観点からも慎重な検討が必要になるものと考えております。先ほど部長からも申し上げさせていただきましたが、地元事業者や中小企業に対する支援が実効性を持つためには、具

体的な課題、ニーズに応じた施策が必要だと考えておりました、市内事業者の皆様に対する調査をまず進めさせていただき予定となっております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次に、農業問題なんですが、農業問題では、続けられる農業へ、後継者・新規就農者支援や所得保障・価格保障、地産地消で生産者と消費者を結ぶ、商工業と同様に地元産業重視の施策に転換すべきと考えておりますが、この点についてはいかがでございますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。農業では、まず地産地消の推進の観点からお答えします。市内の生産者や農業団体と連携して、生産者と消費者を直接結びつける施策を進めています。具体的には、地域各所のイベントで軽トラ市を開催して、生産者と消費者が直接触れ合う場を設けて、地元農産物の消費を促進しております。また、引き続きほかの農業者の——農業の担い手推進という観点においては、引き続き集積補助金、それから転作実施補助金などの補助金、また農業公社を利用した育苗事業、それからライスセンター事業の利用をしてもらい、農業者の支援を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） それぞれの所管で取手市の産業の政策の発展を頑張っていたきたいと思えます。まちづくりも産業も暮らしも、地域内循環型で身近で買物ができて、医療も福祉も社会文化の活動も可能な限り身近で実現できる、そして生活道路も通学路も安全に歩行できる町、日常の暮らしは歩ける範囲で賄える町、農業・商業、生産者と消費者の協働で地産地消、身近で便利に買物ができる、暮らしも経済も地域内循環型の予算編成に心がけていただきたいとお願いをいたしまして、この予算編成に関する質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

次に、公正・民主的な市政への情報公開制度について伺います。取手市情報公開条例の目的をどう捉え、どう運営していくのか伺います。条例の目的では、「情報の公開に関し必要な事項を定め、市民の知る権利を保障することにより、公正で民主的な市政の推進を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資する」と明記されています。すなわち、情報公開は民主主義の基本であり、行政の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるよう求められるものです。情報公開条例の目的についての御認識と市の取組について伺います。市長の所見を伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、加増議員の質問に答弁いたします。取手市情報公開条例につきましては、平成12年3月29日に公布され、同年10月1日から施行されているものでございます。取手市情報公開条例第1条でございます——これは先ほど加増議

員が申されていたとおりでございますが、「市の実施機関に係る情報の公開に関し必要な事項を定め、市民の知る権利を保障することにより、公正で民主的な市政の推進を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務を全うされるようにするとともに、市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資することを目的とする」と規定されているとおりでございます。市といたしましては、この取手市情報公開条例の目的に沿うよう、個人情報等不開示情報がある場合を除き、原則として開示の義務を負うという原則開示の立場を取って情報公開制度を運用しているところでございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次の、情報公開の土台となる文書管理について伺います。まず、1 番目に、文書の規定について伺います。具体的にはどういう内容なのか、お示してください。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。文書の定義という形でお答えをさせていただければと思いますが、定義につきましては、取手市文書管理規則第 2 条第 1 号に、「職員が職務上作成し、又は取得したものであって、職員が組織的に用いるものとして市が管理している一切の書類」をいうと規定されております。この書類に関しましては、丸括弧書きで、「図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）」という形で定義づけられております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 「図画及び電子的方式」って先ほど説明ありましたけれども、これは録音テープも当然含まれると思いますが、どうなんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。音声の録音や録画につきましても該当するものですが、取手市におきましては、円滑に会議録を作成するために便宜上録音・録画する補助手段なのか、映像や音声そのものを保存する必要がある保存すべき情報なのかによって取扱いは異なるところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次に、2 番です。文書処理の手続については、どのような内容としているんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。文書処理の手続に関しましては、各所管課におきまして、ファイリングシステムにより文書の整理及び保管を行っております。また、文書を収納した個別フォルダーごとに保存年限を設定し、保存年限を経過したものにつきましては、シュレッダー処理により廃棄しているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次に、3 番目なんですが、「文書の取扱いの原則」としてあり

ますけれども、これはどのような内容となっているのか、お示してください。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。文書の取扱いの原則につきましては、取手市文書管理規則第12条に、「部課長は、文書の処理の中心となり、当該文書に係る処理方針及び処理期限を示して文書の迅速な処理を図り、事案が完結するときまでその経過を明らかにしておかなければならない」と規定されており、その原則にのっとりまして文書を取り扱っております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） この点については、文書管理は情報公開制度の大前提だと考えるが、そういうことですね、いかがですか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） 保存すべき文書はきちっと保存をするというところという意味では、原則論として考えております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 次に、4番目なんですけど、文書の処理基準について、第8条と第34条、また第36条にありますけれども、これは具体的には永年・10年・5年・3年・1年とありますけど、その内容についてはどうすみ分けがされているんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。各保存年限の設定の基準につきましては、ただいま加増議員がおっしゃられた同規則の第35条の別表に規定されておりました、その規定にのっとり、所管課長が文書の内容・性質等を勘案し保存年限を設定しております。なお、軽易な通知文等で保存を必要としない文書については、随時に廃棄処理することとなります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） この文書保存期間なんですけれども、例えば今年、令和6年度に会議が行われた、その議事録が示された。その保管する保存期間は、令和6年度に作った文書であれば、あと1年以上保存するという理解でいいんですか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） 令和6年度に発生したものであって、必要のないものであれば廃棄処理をいたしますし、先ほど別表で掲げられている1年保存であれば、翌年度から1年なので、令和7年度の末に廃棄という形で1年間保存がされるというようなものが規則で決められております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） ありがとうございます。次に、今いろいろ担当課長のほうからも説明がありましたけれども、広報とりで3月15日号で発表した図書館を核とする複合公共施設整備について、教育委員会との協議・説明はしたと、都市整備部は繰り返してきましたが、その議事録はありません。文書管理規則に照らしても反するものではないかと、私は受け止めております。図書館を含む複合施設整備計画について、この3月15日発表

に至るまでの経緯を明らかにし、図書館を廃止するというそのような方針をどこで決定したのか、この経過を示していただきたい。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 加増議員の御質問に答弁させていただきます。まず、広報とりで3月15日号に掲載されました、「取手駅西口駅前に「図書館を核とした複合公共施設」の整備を目指します！」という市の方針について、教育委員会には、都市整備部から事前説明が令和6年の2月20日に行われました。この際の説明については、教育委員会の会議の中で行われたものではなく、教育長と教育委員が任意で集まる勉強会で行われたものです。こういった勉強会や打合せなど、教育委員会の任意の集まりについては、議事録を作成する法令上の義務はないと思っております。そのため、議事録は作成しておりません。なお、今年10月22日に招集されました教育委員会定例会会議中に、取手駅西口A街区再開発ビル内複合公共施設整備事業基本構想素案については、都市整備部から改めて説明をいただきました。教育委員との質疑応答や意見交換を行いました。こちらについては、会議中に行われたものであるため、議事録を作成し市ホームページ上で閲覧できる状態となっております。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 2月20日の説明は、勉強会と称し——名称で行われた。そして今回……

〔「任意のだよ」と呼ぶ者あり〕

○24番（加増充子君） （続）任意の勉強会です、失礼いたしました。そして10月22日の教育委員会総会では説明されたと言われましたけれども、この2月20日の任意の勉強会の中で、図書館を廃止する、そこまでもはっきり出されている中で、図書館としてはそれもあくまでも任意という捉え方で進められたのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） お答えいたします。このいわゆる2月時点での方針については、まだ意思形成過程であり、公の場である教育委員会定例会で説明や議論は行われなかったと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 意思決定の過程であるとおっしゃいますけれども、10月22日の教育委員会の総会の中では、きちんとその他の議案として説明されました。これも、まだまだ基本構想は確定ではない素案の段階。同じ確定しない中で、ここはきちんと10月22日の教育委員会で説明する。議事録にも残っている。この違いって——これは担当する課の考え方のズレがあるんじゃないですか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。先ほど教育部長から答弁がございましたとおり、2月20日に教育委員さんに勉強会において説明させていた

だいたいは、まだ2月29日に方針を公表する前の段階でございました。そういったことから、定例会の本会議の中ではなく、勉強会という中でその内容を説明させていただき、御理解をいただいたというところがございます。その後、2月29日に、令和6年の第1回定例会、3月議会の初日であります2月29日に全員協議会を開催させていただきまして、そこで御説明をさせていただき、また同日の夕方18時から、報道関係者に説明を行いまして、方針の公表をさせていただいたというところがございます。そういった方針を発表させていただいた後に、現在、基本構想を策定しているという段階でございますので、公表の後の説明につきましては、教育委員会定例会の中でしっかり説明をさせていただきまして、その内容についても議事録に掲載をさせていただいているということでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） その説明は本当に納得できない、私は受け止められません。まして——今、遠山議員が持ってきましたが、3月15日に広報に載せるとまでなっているわけですから、その過程でとか、そういうものではないんじゃないでしょうか。それでもこの議事録はなかったということなんですよね。そう受け止めざるを得ませんよね。理由は明らかなんじゃないんですか。ちゃんと議事録を取らなかったという——その教育委員会としての議事録を取らなかったということにあるんじゃないんですか。どうでしょう。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） お答えさせていただきます。論点、2つあると思うんですね。公に説明できるようになったのが2月の29日、これ、議員の皆様は議会の初日に全員協議会でお示しをしたというのがまず一つです。2つ目は、その議事録の作成においてなんですけども、これは、教育委員会の定例会ですと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございます。その中の第14条に、会議を終了した際には遅滞なく議事録を作成し、公開しなければならないというふうに明記がされております。そういった法や、例えば規則、またガイドラインといった、そういったもののルールに従って議事録を作成しているという状況でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 本当にすっきりしない説明で、本当にまだまだしこりが残る問題だと思いますので、これについてはこの辺で終わりにします。

最後に伺いたいんですが、10月31日の都市計画決定に関する公聴会の場で、議事録について、録音テープから要約記録を作り、その後、録音テープは消去するという話がありました。そして、そういう中でガイドラインができました——これは令和3年なんですけれども、このガイドラインでは、会議録は原則として要点筆記とありますが、要約ではなく全文を残す、音声データを保存するなど、ガイドラインの見直しは考える必要があるんじゃないかと思いますが、いかが受け止めていますか。

○議長（岩澤 信君） 総務課長、松崎 剛君。

○総務課長（松崎 剛君） お答えいたします。ガイドラインの見直しをすべきではないかというような質問かと思っております。当ガイドラインの考え方をいま一度お伝えしたいと思

います。市政の情報の公開の観点から、積極的な公開に努めていくことが重要である一方で、それぞれの会議で審議される内容は千差万別でありまして、取手市個人情報保護条例に規定する個人情報であったり、意思決定過程の途中にある情報など、保護の必要のある情報の取扱いについては十分に留意する必要があるという視点でございます。また、公開の原則を踏まえつつも、公開・公表を重視するあまり、会議の中の委員会の率直な議論が妨げられ、会議の設置の目的そのものが損なわれることのないように、各会議に参加される委員の皆様のご意見を尊重することも重要であります。こういったことから、当ガイドラインは、会議の公開、会議録の作成に関しまして、一定の指針を定めているものでございます。各会議の運営につきましては、各会議ごとに決定することを想定しております。画一的な運用を定めるものではなく、今後も引き続き、当ガイドラインに基づく運用とし、現時点では見直しの予定はありません。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 令和3年3月の全協で、当時の総務部長の説明では、「このたび市の統一的な指針をガイドラインとしてまとめさせていただきました」、このようにあります。「市政情報の公開の点から積極的な公開に努めていただく内容としております」、この「積極的な公開に努めていただく」、そう言うならば、きちんと要点筆記をした後の録音テープをしっかりとそのまま保存するとか、全文を出すとか、そのことがこの中に含まれているのではないんですか。その受け止め方がちょっと違うと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務課長、松崎 剛君。

○総務課長（松崎 剛君） 繰り返しの答弁になりますけれども、このガイドラインに沿って運用していくということでございますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） この点についてはまた、これからも引き続き伺っていきたく思いますので、今日はこれでこの点については終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

〔「大分素直だな、今日は」と呼ぶ者あり〕

○24 番（加増充子君） 次、3点目なんですけど、取手市観光行政と夏祭りについて伺います。この通告には、1番と2番として掲げましたが、この1番・2番、合わせて伺いたいと思います。取手市観光行政の一翼を担い、地域コミュニティや歴史・文化の継承・発展に寄与する祭りなどの発展を願う立場から、取手市観光協会会長でもある市長にお尋ねします。まず、取手市観光予算と観光協会予算について伺います。私の手元に、5月16日、観光協会、伊藤 哲副会長から取手市長宛てに、令和6年度取手市観光協会補助金交付申請の写しがあります。取手市観光事業のほとんどを観光協会が請け負うことから、全体予算のほとんどを取手市の補助金で賄うものとなっております。令和6年度補助申請金額は4,670万3,000円です。これで行う事業は、とりで利根川大花火3,808万円などを含めまして6事業です。そのほか、観光協会一般会計に377万3,000円の市の補助金が計

上されております。歳出に 308 万円の市内祭りとかども天国など予算計上されてはいますが、この 308 万円の交付団体の、祭りとかども天国など、内訳について伺います。お答えください。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 加増議員の御質問に答弁いたします。市の観光予算につきましては、地域のにぎわいを創出し活性を図るイベントや観光振興を目的とした行事等の開催、観光の誘客を促進するため観光事業に関する経費として、先ほど議員がおっしゃられましたように、令和 6 年度は 4,760 万 7,000 円を計上しております。そのうち、補助金といたしましては、市観光協会補助金が 4,670 万 3,000 円で、主にとりで利根川大花火などの観光イベント開催への支援を行っております。先ほど議員がお話いただきました主催事業・補助事業の実績は、観光協会の実施事業になりますので、観光協会からの実績報告及び事業計画により申し上げさせていただきます。観光協会の主催事業におきましては、市の最大イベントであるとりで利根川大花火を開催しており、今年度は花火の打ち上げ数を約 1 万発に増発するとともに、昨年度に引き続き 500 基のドローンショーを実施し、市内外から多くの方々に御来場いただき、盛大に開催されました。そのほか、取手緑地運動公園で開催されますとりで利根川たこあげ大会及びとりで利根川どんどこまつり、とりで観光フォトコンテスト、さくら荘で実施されるさくらライトアップ事業、ウェルネスプラザで開催されます取手駅前にぎわいフェスタがあり、広く市内外の方に御参加・御来場をいただいております。

次に、観光協会の補助事業ですが、取手緑地運動公園で開催されますこども天国、市内各地域で実施される夏祭り実行委員会へのとりで夏まつり補助事業、最後に取手川河畔にて開催されますとりで利根川灯ろう流しになります。補助事業の夏祭りや交付団体と交付額につきましては、先ほど議員がお話いただきましたように、9 月予算の決算審査特別委員会で資料請求があり、令和 5 年度の実績から提出させていただいております。その内容につきましてお話をさせていただきますと、取手祭実行委員会に 88 万 6,000 円、とりで利根川灯ろう流し実行委員会に 30 万円、本町ふれあい祭り実行委員会に 10 万円であり、地域のにぎわいを創出し活性化を図るイベントや観光の振興を目的とした行事を実施する団体に対して交付されているという状況です。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今の説明だと、今は令和 5 年度の決算の数字で出されましたが、令和 6 年度の予算についてもその資料は頂いておりますけれども、こども天国を除けば――一般会計ですよ、取手市から観光協会への補助金、一般会計を見ると、こども天国、また、灯ろう流しを除けば、そのほかはほぼ市内の祭りへの補助金ということになりますね。この夏祭りの補助金、交付団体数と団体ごとの交付額については、どのようになっていますか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えします。先ほど答弁させていただいたとおりになります。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） そうしますと、地域の——市内の祭り、それぞれやられていると思うんですけども、補助金の交付団体と不交付団体があるようにも思われるんですが、補助金交付の根拠はどのようになっているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） まず、観光協会のほうなんですけど、観光協会では、地域のにぎわいを創出し活性化を図るイベント、観光の振興を目的とした行事を実施する団体に対しまして、補助の対象とすることを認めた事業に交付されております。また、市のほうで実施する補助事業といたしましても、商店街活性化事業補助金の交付を行っておりますが、この補助金に関しましても、商店会を中心とした市内各地域の夏祭り等にも活用されております。こちらは、地域商店会、商店街及び地域社会の活性化に寄与し、商業の振興育成を図ることを目的に、市民の日常生活に密着した暮らしの広場として魅力ある商店街づくりのための事業を行う商店会等に対して、補助金が交付されるということになっております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ということは、先ほども説明ありましたが、取手祭実行委員会、本町ふれあい祭り実行委員会、この2つのお祭りで、あとの他の地域で行われるお祭りについては補助金は出していない、それとも地域から申請がなかったのか、その点について伺います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） 答弁させていただきます。先ほども申し上げたんですが、本町ふれあい祭り実行委員会さんと、あと取手祭実行委員会さんのほかに、商店街活性化事業補助金のほうを御活用されて地域の夏祭りを開催されている地域の方もいらっしゃるということでございます。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 9月の決算委員会でも遠山議員から出された質疑なんですけれども、市政協力員ガイドブックに、事業計画報告書については、政教分離の観点から神社祭礼などの記録を避けてくださいと、このような記載がされております。神社のお祭りという実態はどうであれ、神社の祭りと書かず、お祭りと書くように指導していると思われませんが、この点についてはいかがでしょうか。このようになぜ書かれているのか、お示してください。

○議長（岩澤 信君） 市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） 市政協力員を通しまして、各自治会・町内会のほうに交付しております、取手市地区補助金の夏祭りに対する用途に関しましては、令和6年——今議員がおっしゃったとおり、9月13日の予算特別委員会のときに、政教分離の観点

から、あくまでも地区が主催で行う夏祭りに対しては問題ありませんという形で、遠山委員のほうにお答えしたとおりとなっております。

○24 番（加増充子君） 今後訂正すると言わなかった……

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） （続）今、説明ありましたがけれども、決算委員会の中では、今後訂正するというようなことも答弁されておりました。答弁では、「政教分離の観点から「神社の祭礼」という書き方をなるべくしないしてほしいという形で、そういう意味を込めて書いているんですが、記入の仕方については、紛らわしいとか誘導しているというような考えも、今回改めて実感しましたので、その記入について改めたい」とお答えされてるんですが、その点については、今はどうですか。

○議長（岩澤 信君） 市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） 市政協力員のガイドブックは、市政協力員に対する説明会で使用しております。次の開催は令和7年度に開催する予定です。年度当初の4月ぐらいを予定しております。開催時期までには、取手市地区補助金の交付要綱の説明のほかにも、内容のほうを再度確認しまして、分かりやすく理解しやすいように改正する予定となっております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 市の補助金により運営する観光協会が補助金を交付して神社の祭礼などに関わる事業を行うことは、これは憲法にもありますけれども、信教の自由と政教分離を定める20条に抵触するわけです。市政協力員ガイドブックは、この記載は、こうした違憲、違法の批判を免れるために関係団体に求めるのではないかと私は受け止められるんですが、そういうことでいいんですよね。

○議長（岩澤 信君） 傍聴人に申し上げます。取手市議会傍聴規則第9条に、写真等の撮影及び録音の制限として、傍聴人は、傍聴席において写真を撮影する、または録音等を行うときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない、と規定されております。ただいま傍聴席におられる傍聴人で写真を撮影されたと思われますので、ご注意申し上げます。あらかじめ許可を取っていただきますよう求めます。

答弁を求めます。

市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） 先ほどもお答えしたとおりでございますが、あくまでも地区が主催となったお祭りに関しては、補助金のほうは使用していただいて問題ないというふうに考えております。また、市政協力員ガイドブックについても、次回開催までには、見やすく分かりやすく改正する予定となっております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次の質問を伺います。ここに、今年8月1日から3日にかけて行われた取手の祭りのチラシがあります。これは議場で配付ができないということなので、私がちらちらとお見せいたします。主催は取手祭実行委員会。取手市観光協会、取手商工会、取手市が後援です。その上、「取手の夏祭り／〇〇神社例大祭の交通規制のお知らせ」

と記載されています。実態は〇〇神社のお祭りを取手の祭りという名で行っているのではないかと。そういうふうには受け止めますけれども、この主催についてはどこなのか、明らかにしていただきたいんですが。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えさせていただきます。あくまでも、これは取手祭実行委員会ということで私たちは認識しております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） このチラシの後ろには多くの人の名前が載っております。それは、公職者・関係企業の寄附ともうかがえる記載であります。政治・行政が特定の宗教神社の例大祭に、補助金や特定の政治家の寄附行為などを通じて関わりを持つことで、地域コミュニティや信教の自由に障害をもたらすことも少なくありません。このチラシに記載されている公職者・関係企業の寄附について、選挙管理委員会の見解を伺います。

○議長（岩澤 信君） 選挙管理委員会書記長、吉田文彦君。

〔選挙管理委員会書記長 吉田文彦君登壇〕

○選挙管理委員会書記長（吉田文彦君） それでは答弁させていただきます。公職選挙法の規定におけます寄附禁止規定の主な内容として、一部を申し上げさせていただきますと思います。公職の候補者等が選挙区内の人に寄附を行うことは、いかなる名義をもってするを問わず、特定の場合を除いて一切禁止されているほか、公職の候補者等がその役職員または構成員である会社等におけるこれらの者の氏名表示または氏名が類推されるような方法での寄附や、公職の候補者等の氏名が表示または類推されるような名称が表示されている会社等における当該選挙に関しての寄附が、同様に禁止されているというふうなところでございます。なお、選挙管理委員会については、事実認定や調査をする立場にありませんので、あくまでも一般論として申し上げます。

また、祭礼等というようなお話が出ましたけれども、神社への玉串料や例えば提灯の掲出、そういったものについても、神主の祈祷という役務の提供ですとか、それから掲出料としての債務の履行と判断される場合は差し支えないとされる場合もありますが、いわゆる協賛金ですとか賛助金に該当するものは寄附に当たるとされております。また同様に、公職の候補者等が氏名などを表示することは、公職選挙法の文書等の掲示に関する規定で規制されているところですが、いずれも公職選挙法に抵触するかどうかは、捜査機関が個々具体的な対応に沿って判断されるものであります。以上です。

〔選挙管理委員会書記長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今の部長の説明は、公職選挙法第 199 条の 4、「公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止」のことだと思います。広く配布されたチラシに記載された企業名の中に、市長及び議長らの氏名が類推される関係企業が掲載されており、これはまさに公選法 199 条の 3 及び 4 に違反の疑いがあると考えられます。先ほどの答弁からうかがうと、そういうことになりますよね。一般論でとおっしゃいましたけど、それでよろしいですよ。

○議長（岩澤 信君） 選挙管理委員会書記長、吉田文彦君。

○選挙管理委員会書記長（吉田文彦君） 先ほど答弁したとおりでございますが、あくまでもその捜査機関がそれぞれ判断するというようなこととなりますので、選挙管理委員会としては、そこについては判断する立場にございません。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 判断するというよりは、選挙管理委員会としての受け止めはどうなんですかということで確認したんです。

〔「いいってわけじゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○24 番（加増充子君） そのとおり——この公選法の 199 条の 3 及び 4 に該当する内容、このとおりですよ、という確認をしたんです。

最後になりますけれども、これらの夏祭り等への補助金交付を改めて、真に地域に根差す市民・住民の自主的な参加によるお祭り、地域コミュニティと歴史・文化の継承、発展に資する観光行政への転換を求めるものです。憲法 20 条の政教の分離、信教の自由を侵すことなく、歴史・文化と観光行政への真の発展に努めていただくことを期待しておりますが、そのように改善されていくということだと私は願っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

〔議場騒然〕

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 加増議員の御質問に答弁いたします。観光協会になりますけれども、観光協会につきましては、地域の観光振興や産業文化の発展の向上と地域のにぎわいのために、取手市観光協会のほうも、総会において予算・決算の承認を受けて各事業に補助しているところでございます。今後も、観光協会のほうで地域のにぎわいづくりのために、取手祭実行委員会等には補助していきたいというふうには考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） いつの日か私も忘れましたが、毎日新聞でも、このお祭りについては様々な問題が起きて地域でも大変苦慮している、特に行政としても苦慮しているという記事がありました。そういう中で、だからといって政教の分離、その部分に一步踏み出すようなことはしてはならない。そこが心配されてありますので、ぜひ取手市としても、取手の町発展のために……

〔チャイム音〕

○24 番（加増充子君） （続）お祭りは大事なものだと思います。その政教の分離をしっかりと堅持して、守って、お祭りなど地域振興に図っていただきたいと求め、終わりにします。以上です。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 加増議員が言いますように、しっかりと取手祭実

行委員会等に、観光協会のほうで、地域のにぎわいのために補助事業として実施していきたいというふうに考えております。

○24 番（加増充子君） 終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、加増充子さんの質問を終わります。

15 時 15 分まで休憩いたします。

午後 2 時 59 分休憩

午後 3 時 15 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

続いて、遠山智恵子さん。

[23 番 遠山智恵子君登壇]

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。通告に従いまして一般質問を行います。まず1点目は、平和教育についてです。10月11日、日本原水爆被害者団体協議会、いわゆる日本被団協が——本当に私たち日本人として本当誇らしく思うんですけども、ノーベル平和賞を受賞されました。そのことを機に、改めて本市における平和教育の取組状況を伺うものです。68年にわたって証言し、核兵器廃絶を世界に訴え、そうした草の根の運動で核兵器のない世界実現のために努力されたことが受賞理由とされています。ちなみに2020年12月、この取手市議会では、核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書提出を求める請願が市民団体から出されまして、それを受けて本市議会は採択をしております。国に意見書を提出しています。ところが、皆さんも御存じのように、日本はいまだに条約を批准しておりません。本当に情けないと思っております。

[23 番 遠山智恵子君資料を示す]

○23 番（遠山智恵子君） これは核兵器廃絶長崎連絡協議会ということで、長崎市、あと長崎大学に事務局が置いてあって、そこで——今、核軍拡が進んでいるという、本当に人道的にも本当に悪とされているこの核兵器が、存在する限り使われ得るこの核兵器がもう既に9,583——発というんでしょうか、それだけあるということで、世界の現役核弾頭数ということで今年6月に集計されて、長崎の長崎大学に事務所を置くその団体のほうから、こういうのがホームページで出されております。それを見ますと、開けてみると、韓国語そして英語で書かれていて、先ほど私もこちらのほうに電話で、議場で取り上げたいんだけどということで了解取りましたら、「お願いします」ということで、みんな、本当に核兵器は駄目、抑止力もとんでもないということで、声を上げていくときかなと改めて思っているところです。核兵器が世界中にこんなにあって、しかもいつ使われるかわからない現状——現代です。広島・長崎の非人道的な惨禍の再現を前提に、核で威嚇するのが核抑止論であり、とんでもありません。当然ながら、未来を担う子どもたちに平和な日本、世界でなければなりません。それはもちろん私たち大人の責任ですけど、子どもたちへの平和教育取組を、まず本市ではどのように行われているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

[23 番 遠山智恵子君質問席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。平和教育について特色のある取組といたしましては、市内の小学校で、広島から被爆体験者を招いて講話を行っている学校があります。講話は子どもだけでなく保護者や地域の方にも呼びかけ、平和教育に取り組んでおります。戦争体験者から直接話を聞くことは、教科書や映像で学ぶ歴史とは異なり、戦争や原爆の悲惨さはもちろん、平和の尊さ、命の大切さをより深く感じ取ることができます。歴史が単なる過去のものではなく、現在と深くつながっていることを実感でき、戦争の悲惨さを自分ごととして捉えるきっかけとなっております。このような取組は、未来を生きる子どもたちが平和な社会を実現していこうという意識を高めるために大切な教育活動だと認識しております。今後もこのような取組を市内の学校に紹介し、広げていきたいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 取手市は取手市で、本当に取り組んでいるというのは承知しております。とても大事なことだと思っています。ましてや合併して、私も本当にびっくりしたというか、よかったと思ったのは、行政の中に、平和事業に取り組むということで、総務部にもしっかり置かれているというところで、あっ、取手すごいということで署名も協力してもらったりということで、これまでも経緯があります。

次に、私、今回取り上げたいのは、我孫子市で取り組まれている平和リレーです。それもまた意味深く、今回提案したいと思います。正式には、広島・長崎派遣中学生リレー講座～未来を生きる子どもたちへ～、こうした小冊子を作成し……

〔23番 遠山智恵子君資料を示す〕

○23番（遠山智恵子君） （続）これも我孫子市作成なんですけども、了解を取って議場で皆さんに見せたい、という表紙だけなんですけど、後で関心がある方は手に取って見ていただければと思います。もう第3版発行となっております。2015年、中学生のときに広島・長崎への派遣を経験し高校生や大学生となった若者が、派遣の経験を生かして戦争や原爆の事実を自分たちよりも若い小学生に伝えたい、と提案され、戦後70年記念事業としてリレー講座が始まったということです。我孫子市内の全ての小学校で、6年生を対象に授業を行っております。この中に写真も——そのときの様子があるんですけども、ちょっと小さいので後で見ただけだと思うんですけども、授業の内容も自分たちで考え、写真やクイズなどを交えながら小学生にも分かりやすく、戦争や平和について考えるきっかけになるよう工夫しているようです。リレー講座を受けたことをきっかけに派遣中学生になったという若者が出てきて、派遣中学生による平和のバトンのリレーであり、平和教育の取組が人から人へとつながっているということに、私自身、感銘を受け止めたところです。私は、こうした取組ができれば、取手市に対する愛着を持ち、子どもたちが、若い人たちが住み続けることにつながるのではないかと、一つの子育ての施策とも受け取れます。まさに、取手市まちづくりの一環として私は理解しておりますけれども、こういっ

たことも含めて、この平和リレー講座、どのように受け止められるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 遠山議員の御質問について答弁いたします。質問2・3、一緒にということですのでよろしいでしょうか。

○23番（遠山智恵子君） はい。

○指導課長（丸山信彦君） 我孫子市の事例につきましては、もともと中学生が発案して始まったものであると認識しております。本市でも、平和教育について生徒が主体的に取り組んでいけるよう、まずは現在行われている取組について、市内のほかの学校に紹介していきたいと考えております。その過程の中で、それぞれの学校の実態に合った取手市独自の取組を生み出していくことが大切であると考えております。我孫子市の事例につきましては、他市の取組事例と同様、参考にさせていただきながら、今後の本市の平和教育を進めてまいりたいと考えております。また、とりで未来創造プラン2024では、重点施策として、「未来を担う人材を育てる学校教育」、「多様性を認め合う平和な社会」を挙げております。本市の平和教育の充実を図るとともに、市で行われている平和推進事業への関心を高めていくことで、児童生徒が本市に愛着を持って生活できるように、そして将来、本市で住み続けたいと思えるようにしていきたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 指導課長から——丸山課長からちょっと調べて確認していただいたのが、取手市でも平和大使が実施されておりました、平成13年から20年の間、毎年、中学生が広島・長崎に——交代だったと思うんですけども、行かれて、それぞれ学校で報告会が行われていたということで、あっ、取手やっぱりすごいなと——私、旧藤代なんで、藤代のほうではそこまでできなかったなあというところでは、取手はすごいなと本当に評価をしてたんです。いろいろな——議会の中でも、広くみんなで平和を考えるということもあっていいんじゃないかというような、そういった議員の提案もあって、それ以降、平和大使がなくなったわけなんですけれども、やっぱり平和大使が我孫子市のように実践されていて、それをどう広げるかということで、我孫子市、さらにすごいなというふうに思ってここで紹介をさせていただいているわけです。だんだんゆとりが出てきたら——今、学校教育もいろいろ複雑になってきているのは私も承知してますんで、あれもこれもという大変になってくるんでしょうから、そういう意味では、平和——先ほど見せたように核兵器がこれだけ増えてる、今、本当にいつ何が起こるか分からないという中で、今、総理も何か抑止論みたいな、やっぱり守ってもらうなんていう、そういう発言も出ていたりして、私はそれこそ危ないな、危険だな——日本は唯一被爆国ですので、その立場で憲法9条を生かして、しっかり平和外交していただきたい、むしろ戦争を止めるような政府になっていただきたいというふうに思っているわけです。そういう意味では、未来をつかっていく、担っていくのが子どもたちですから、今からあの手この手——今ここで絶対これを、とは私も言いませんけれども、ひとつ全国見ればいろんな取組あると思いますし、先にお聞きしましたらば、広島のほうから無料で——喜んでと言ったらちょっと語弊があ

りますけれども、被爆者の方が取手市まで来ていただいて、子どもたちに直接話を聞かせているということで、「すごい感動してましたよ、子どもたち」という話も聞いてはいます。だから、いろんな取組ができればいいのかなというふうには思っていますけれども、ひとつ参考にしていただきたいということで、平和教育については以上とします。ただ、今の話を聞いていて——着席してください。

[笑う者あり]

○23 番（遠山智恵子君） 平和事業に取り組んでいる総務部長もそこにいらっしゃるわけなんですけども、まちづくりの一環としてこういったことも取り組めるということで、ちょっと問題提起させていただきましたので、ぜひよろしくをお願いします。

続いて、次の質問に入ります。今日は遠山劇場やめますから……

[笑う者あり]

○23 番（遠山智恵子君） （続）これが余計なんだな——続いて、国民健康保険についてです。まず1点目、加入者に基金の還元で保険税額の引下げを求めたいと思います。まず1点目は、均等割額を、県内でも安いほうだよというのでは一覧表を——それこそ私たち福祉厚生常任委員会の勉強会で、部長・課長から、補佐から説明を受けたわけなんですけども、均等割額をやはりでも公平な意味では減額できるかなど、減額した場合がどうか1点目。2点目には、所得割を、税率を7.50が——今現在7.5です。そこから6.50、あるいは6.00、あるいは5.50に減額した場合、税率を変えた場合、試算してどのようになるのか。減収分、それをももちろん基金から充てていくことになりますけれども、そういう場合、どういう状況になるのか。加入者の状況をやると、ちょっとすごい複雑なので、そのところは行政のプロである担当課のほうで試算をしていただきたいということでお願いをしましたので、答弁をよろしくをお願いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

[健康増進部長 彦坂 哲君登壇]

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの遠山議員の御質問に答弁させていただきます。国民健康保険税につきましては、令和4年度に、県の国保運営方針に基づき、賦課方式が均等割と所得割の2方式に県内で統一されました。取手市は、均等割・所得割・平等割の3方式から平等割を除く2方式となることから、本来は平等割分を所得割と均等割に上乗せした保険税率とするところを、従前の均等割それから所得割を据置きとし、減収する平等割分については国保基金を取り崩し補填しておりますので、実質的な値下げ・引下げを行っていると考えております。その結果ですが、新たな課税をすることなく全世帯に対する保険税の負担軽減が可能となっており、令和6年度の県内の平均的な均等割額が、先ほど議員からもお話ございましたが、県内の平均が約5万9,000円のところ、取手市は3万9,000円となっております。均等割額については、県内で最も低い保険税の設定となっています。さらに、国保基金を活用した還元策といたしましては、産前産後期間保険税の減免期間の拡充、さらには18歳以下の均等割額の100%減免措置を講じておりまして、子育て世帯の負担軽減及び次世代の育成支援に取り組んでいるところです。これらの還元

策で減収となる財源の不足分につきましては、国保基金から補填しておりまして、国保基金は年々減少していくことが見込まれる中で、御質問の均等割をさらに引き下げた場合の影響といたしましては、今申し上げましたような、これまで続けている還元策の継続期間が縮小するほか、今後予定されている県内の保険税率の完全統一を前に、国保基金を大きく減らすことによって、保険税率の引上げにつながるおそれがあるということも考えております。したがって、前回の福祉厚生常任委員会において御説明させていただいたとおり、今後数年間は、国保財政と国保制度を取り巻く環境をしっかりと見据えさせていただき、慎重な国保基金の運営を行いつつ、被保険者の保険税負担を抑制するための策を講じてまいりたいと考えております。具体的な試算などについては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。令和6年度の本算定で試算いたしますと、被保険者2万2,551人に対し、均等割を100%減免するに必要な負担額につきましては、約5億8,062万円になります。仮に均等割を50%——半額にした場合ですが、約2億9,031万円を必要とするほか、令和6年度の当初予算において、平等割保険税の減収分、並びに先ほど部長が説明ありました市独自減免分に充当するための基金取崩し額が約9億3,785万円になりますので、均等割額50%と合わせますと、約12億2,816万円ほど国保基金を取り崩すことになることから、先ほど部長が答弁したとおり、県内保険税率の完全統一より早期に基金の残高を大きく減らすことになり、近い将来に保険税の引上げにつながるおそれがあると考えております。

続きまして、所得割につきまして、令和6年9月補正後の基金残高、約42億1,754万円を踏まえてお答えさせていただきます。仮に、令和7年度より所得割を現行の7.50%から6.50%に引き下げた場合、単年度平均で約6億9,476万円の補てんが必要になると見込まれ、令和12年度までの6年間で約41億6,856万円を取り崩すことになり、令和13年度は保険税率等の見直しが必要になると思われれます。次に、6.0%に引き下げた場合は、単年度平均で約7億8,696万円を取り崩すことになり、令和11年度までの5年間で合計約39億3,481万円になることから、令和11年度末の基金残高は約2億8,273万円と見込まれますので、令和12年度には保険税率等の見直しが必要になると思われれます。最後に、5.50%に引き下げた場合は、単年度平均で約8億6,247万円を取り崩すことになり、令和10年度までの4年間の合計は約34億4,988万円になることから、令和10年度末の基金残高は約7億6,766万円と見込まれますので、令和11年度は保険税率等の見直しが必要になると思われれます。今申し上げました試算につきましては、あくまでも概算での見込額になっていることを申し添えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） そうすると、先ほど部長答弁の中で、現時点で——今年度ですか、五億何がしということだったんですね。ということは、そうすると税率を今の7.5%から6.5%にした場合、6億9,479万円ということなんですけども、現在よりは1

億——約2億円上乗せになる、上乗せというか、より減収になるよという、そういうことでよろしかったんですね——はい。だから、税率を引き下げてもちょっとなんですね、今よりは。ただ、私自身考えていたのは、1年でも2年でも、やっぱりその決算状況——私たち共産党も引下げをと言っても、この基金をゼロにすればいいなんて誰も思っていない。そういう意味では、本当なら単年度収支でやるべきなんですけども、この財政というのは、特会であろうと一財であろうと単年度で計算というか、収支プラ・マイ・ゼロというところで本来はやるべきなんだと思うんですけれども、百歩譲って——勉強会するときにも、最低12億円あると国保運営がしやすいという言葉を使ったかどうか、そのくらいは見通しておきたいという発言というか、ありましたんで、私もそれはそれで認めて、今あるその42億円の中——その差っていったら約30億円あるわけですから、そういう意味ではその30億円、1年でも2年でもやって、これだけ残ったというか、基金が残ったので、加入者の皆さんに還元しますという取手市の姿勢を見せてもいいんじゃないかなって、私自身は考えておりました。そこはさっき、関口課長のほうからは、令和12年とかかって、6年とか長いスパンで考えてくれたわけなんですけども、そこは決算状況を見ながら——勘案しながら、一年一年、委員会なり、また執行部のほうでも国保運協があるわけですから、そちらで検討して、一年一年見直し——見ていくという、それはそれであり得るだろうというふうに思っています。で、均等割も、とにかく茨城県内でも本当に低いほうだということでは、あっ、取手も頑張ってくれてるというふうに、私も、委員会の中でもこれだけ低く抑えてくれてたんだねということで受け止めたところです。で、ひとつちょっと確認なんですけども、法定減免を受けている世帯とかは——加入者は、この均等割はどのような扱いになってましたっけ。7割・5割・2割減免対象に入っているのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。均等割につきましては、全ての加入者に課せられる課税でございますので、当然7割・5割・2割軽減者の方も当然減免したような形での均等割ということになります。

○23番（遠山智恵子君） 減免されてるということね。

○国保年金課長（関口勝己君） おっしゃるとおりです。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 分かりました。それならせめて、これまで18歳以下の子どもたちの均等割ゼロとか、そういった意味合いでは、これはこれで継続しながら、さらに一歩、基金を加入者に還元するということで、所得割を税額をせめて6.5とかに何年か——二、三年でもやれば、私はやっていくべきじゃないかなと思っているところです。私の一般質問なんで、私の考え方をちょっと述べましたけれども、あとは久保田委員長、福祉厚生常任委員会でみんな、やっぱり取手市議会、一つになってよりよいものを取り組んでいけたらいいんじゃないかなと思いますんで。委員会の中で提起しながら、委員長のほうから提起してもらっていいと思うんですけど——ここで共有できたと思うんでね、このことについて協議しようということ、みんなで検討して……

[発言する者あり]

○23 番（遠山智恵子君） （続）——なんです。金澤さんとそろってますんでね。福祉厚生常任委員会、古谷さんも……。

○議長（岩澤 信君） 遠山さん、質問続けてください。

○23 番（遠山智恵子君） あっ、そうだね。

[笑う者あり]

○23 番（遠山智恵子君） また劇場始まっちゃうな。ということで本当、委員会でしっかり審議していきたい、話し合っていきたいなというふうに思います。

2 点目なんですけど、既に後期高齢者医療保険に移っている後期高齢者に基金の還元を求めるものです。私たちもちょっと勉強したんですけれども、地方自治体の判断として、基金の一部を一般会計に繰り出し後期高齢者に給付支援することについては、自治体の政策判断として可能であり、後期高齢者を対象とした支援目的で行うことは、自治体の自主的な政策判断として行うことに法令上の問題は起こらないと認識することができました。その点について確認をしたいと思うんですが、答弁をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。国保基金を後期高齢者医療制度に加入する高齢者に還元することについては、初めに現行の国保基金設置条例に適合するかどうかをまずきちんと検討しなければならないと考えておりますが、現行の国保基金設置条例は、国保基金は国民健康保険事業費納付金の納付の円滑化及び保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資することを目的に設置するとされたものであります。また、その活用方法につきましては、1 つとして、災害その他特別の事由により保険税及びその他の収入が予定額に達しない場合、2 つ、保健事業に充てる場合、3 つ、その他特に必要と認められる場合のいずれかに限られる上、繰り返しとはなりますが、あくまでも国保財政の健全な運営を目的とするものであり、後期高齢者医療制度は別の財源で現在も運営されております。さらには、現在の後期高齢者の方の中には、国保に加入せず社会保険から後期高齢者医療制度に移行された方も多くいらっしゃるから、一律的な給付金や支援金などの還元方法は公平性を欠くというおそれもありますので、直接的な還元というのは難しいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 私も公平にやるべきだと思ってるんですよ。後期高齢者の中で、あんた国保、社会保険なんてね、そんなのいいんですよ。もう 75 歳以上——長いこと取手市に税金を納めて、みんなでまちづくり、御協力ありがとうございますという気持ちで、後期高齢者の皆さんに何らかの給付支援策をとという提案です。高齢者基金もありますものね。そこに一旦、執行権を尊重して、市長の何か政策をとというふうに、そこを期待して、いつか、この基金から、今 42 億円の中から 5 億円でも、中には後期高齢者の方から 10 億円ぐらいいいんじゃないなんていう提案もされちゃってるんですけど、私からすれば 5 億円でもいいから一般会計に繰り出してはどうか、それで基金にいつか置いて、何らかの支援策というところで市長のほうから政策を掲げてもいいんじゃないかなという

ふうになっているんです。私、法律には触れないよってことでさっき述べたと思うんですが、その点だけ確認します。基金を一財に戻して——高齢者ですよ、一般財源にただ入れちゃって、何でも構わないで使おう、じゃないですよ。基金に入れとくというところで、あとは後期高齢者に、もうこれから窓口負担3割なんていうそういう話も出てるわけですから、何らかの施策をと思っているんで、法律に触れるか触れないかだけ、ここで確認をさせていただきます。あとは委員会でみんなでもた受け止めますんで。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） 細かくその部分だけ、法律上問題になるかならないかというところでは言った場合は、適正な手続を踏めば法律上問題にならないと認識しております。しかしながら、財政運営上、目的税で特別会計で運営している事業で積み上げた利用目的のはっきりしている基金を別のところに持っていくということに関しましては、これはこれで問題があるとも捉えておりますので、法律上の問題と、それを実際に行うか行わないかというところは全く別の問題と考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 法律には触れてないということを、皆さん一緒に共有していただければと思っています。山野井さんも染谷さんも、「それは問題ないんだよ、当たり前だ」なんて先ほど言われて、「だよね」と言ったくらいなんですけど……

〔笑う者あり〕

○23番（遠山智恵子君） （続）まあ委員会でやりましょう。あと福祉厚生常任委員会では、根岸さんだの石井さんもいました。名前言わないと。

○議長（岩澤 信君） 遠山さん、質問を続けてください。

○23番（遠山智恵子君） ごめんね、これも公平にしておかないと。初日に共産党だけ言わないからさ。

〔「あっごめんなさい」と呼ぶ者あり〕

○23番（遠山智恵子君） だから、ちゃんと名前入れておきました。じゃあ次の質問に移ります。一緒に考えてくださいね。次の質問では、生ごみ再利用の取組についてです。11月12日、消費者センター主催で、悪魔のおにぎりで話題になった渡貫淳子さんの南極生活で学んだ食の大切さ、私も行きましたよ。本当に感動しちゃったんです。そしたら、「私も年取ったなあ、涙出ちゃうなんてなあ」と思ったら、もう何人かいたんですよ、やっぱり。すごい——南極であれだけ大変な思いして、「生野菜が貴重なんですよ、腐ったように見えるけれども、あれを作って食べたんですよ」って、そういう話から、日本に帰ってきて普通のスーパーに行ったら、もう本当にいっぱいあるということで、そういう意味では何か精神がおかしくなっちゃったって。そのギャップ。それだけ日本は、特に食品ロスなんていうところで問題になってますけども、それも消費者センターでこういったパンフも出されております。そしてその後、3日後の15日、今度は環境対策課主催で地球温暖化対策講座として、マシンガンズ滝沢と考えるごみ問題、いずれも多くの方の市民参加の下で開催され、私も参加しましたが、いやーこれもまたとてもよかった。集積所の状況次第では、そこに住んでいる市民のレベル——といたら語弊がありますが、どういう人

たちが住んでるんだらうというのが見えてくるとまで言われました。ごみが散らかってたら、ここに住んでる人たちはどういう人たち、どういう生活されてるのかなって、そういうふうに見えるんですよ、ごみは。ごみの出し方一つでという、そういう話も何かすごい胸にずんと来たものがありました。そういう意味では、ごみの減量化、ごみ問題一つ取っても、これはまちづくりなんだな、将来子どもたちを育てていく意味でも、これは大事なことだなと思いました。生ごみは宝、生資源と言われるように、ごみの減量化につなげ、生ごみの再利用で自然に返し、食と農、安全な食料に向けて、より一層の取組を求め所見を伺うとしましたが、今、計画策定しているという、昨日、古谷議員の質問に対する答弁がありましたので、私この点についての答弁は了解しました。

〔笑う者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） 当たり前だ、という顔されちゃったんだけど——そうなんです、今回は結構です。いい方向へ進んでると思って、私もこの講座を受けたりということでは、共通認識というか共有されましたんで、納得です。

2 点目、学校給食での残食——給食の残りですよ。それと生ごみ等の処理状況を、まず伺います。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 遠山議員の御質問に答弁させていただきます。市内の小中学校で提供しています給食の残食量は、令和 5 年度の実績で、児童生徒 1 人当たり、自校式小学校で年間約 10.8 キロ、中学校で約 10.9 キログラム、給食センター式の学校分は主食分を除いて約 7.8 キログラムとなっております。また、給食の調理過程等で発生する野菜の切りくず等につきましては、児童生徒 1 人当たり、自校式小学校で年間約 2.3 キログラム、中学校で約 3.4 キログラム、給食センターでは約 3.2 キログラムとなっております。残食の処理についてですが、給食センターで排出される分は、市外の廃棄物リサイクル事業者に運搬、処分を委託し、堆肥化される形で処理されております。また、自校式の学校では、残食や野菜切りくず等の処理方法としましては、生ごみ処理機を設置している取手西小学校を除く自校式校では、水分を切った状態で現在は可燃ごみとして処理されております。給食で出るごみを減らす取組としまして、SDGs（エスディーゼーズ）をテーマとした献立の給食提供や、子どもたちが自分たちで考えた献立で給食を提供するリクエスト献立を実施するなど、工夫をして給食の食べ残しを減らすことを努めております。また、一部根野菜の皮をむかずに調理することを取り入れるなど、ごみの減量に取り組んでいるところでございます。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 前段で、私、申し上げましたように、食との——安全な食料ということで、学校給食にも地元のお米が給食に毎日使われております。そういう意味では、食べ残しの分も本来であれば再利用できるものなんですけれど、塩分だったりいろいろあるので、水分も多いと思うし、ちょっとここで改めて確認したいのは、野菜の切りく

ずですよ。自校方式で、先ほど年間1人当たりのキロ数を報告していただきました。その場合、自校方式の——西小も含めて、小中学校合わせて人数等を考えると、野菜の切りくずだけだとどのくらいになるのか、あとセンター方式だと野菜の——生野菜のくず、それはどのくらいになるのか、ちょっとそこだけ。1年分で——1日の量がいいね。ちょっと出したいところがあるんでね。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。給食を調理する際に出ました野菜の切りくずなんですけれども、令和5年度、年間の総量から給食提供日数を割り返したのになりますけれども、1日当たりの平均といたしまして、自校式小学校で——こちら8校はございますけれども、約34.6キログラム。自校式の中学校で、こちら4校ございます、約26.6キロ。センター式校では8校分として、1日約35.5キロの野菜の切りくずが出ているような状況となっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） それで、取手の生ごみ処理というところで、やっぱり身近なところに緑の会が吉田にあります。環境センターのほうにちょっと問合せしたりしていたんですけども、やっぱり年度分——1年分ではということで、キャパとして緑の会のほうでは、「ちょっと間に合わないですね、キャパオーバーします」ということだったんですよ。それで私は考えたんです。野菜くずだけだったら、切りくずだけだったら、それこそいい肥料ができるだろうなあというふうに考えたんです。その辺は、直接この数字までどのくらい——キャパとの関係とかありますんで、あとはまた行政側の支援——やっぱり集めるのが大変って言われていたのは、もう数年前から聞いていたんで、その辺を行政のほうで支援していけばいい肥料になるだろう。これが有機野菜づくりにつながる、食のというところで、ほかの地域、有機野菜、有機農業やっていると、そういうのも活用しているということなので、何か農業とも一歩踏み出すというところで、この貴重な資源ですよ。そういう考え、どうでしょうか。検討してはどうかという質問にしておきます。検討しませんか。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） それでは、お答えいたします。まず、学校給食を提供している所管課としましては、まずは先ほど教育部長も答弁したとおり、給食の食べ残しであったりとか、給食で調理した野菜の切りくずを減らしていく取組について、引き続き進めてまいりたいと考えております。ただその上で、野菜の切りくずに関しまして、堆肥化ですか——そのプロセスにつきましては、私どもの課がどこまで対応が可能かどうかというところにつきましては、今後精査していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） まあ食品ロスを減らすというところでは大事なことで、先ほど1日当たりのどのくらい出るかというところで示していただきましたけれども、それを減らすということも大事なことで、それと合わせて、それでも残るはずなんで、あとは環境対策課のほうだなと思うんですが、今突然振られてると思うよね。

[笑う者あり]

○23 番（遠山智恵子君） 横の連携をしっかりと取って、やっぱり資源として再利用するというので、ぜひ横の連携を取りながら検討していただきたいということで、今日はこれでとどめておきます。

最後にもう1点、これは環境のほうになるんですけど、生ごみの資源化、いろいろ方法あります。市の積極的な姿勢、ごみの減量化、それこそ資源は大事にしようという積極的姿勢を示す意味でも、生ごみ再利用やごみの減量化等の取組を市民参加で取り組めないだろうかと思ってるんです。手始めに、市民からまず実践を報告してもらって、市民——広報とかでチラシとかで周知とかで広めていただいて、市民同士みんなて共有して、それぞれが家庭で何かやれることを踏み出そうという、こういった取組——一つの取組として提案したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

[まちづくり振興部長 野口 昇君登壇]

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 遠山議員の御質問に答弁させていただきます。今、市民からのいろいろな募集をいただいて、それが市民同士でという話だと思います。昨日の古谷議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、昨年の8月から1年間実施した家庭ごみ実態調査、こちらのほうで報告と併せて、皆さんのごみの減量化、生ごみの堆肥化、自分でしてますよと、コンポストとかキエーロを使ってますとか、そういったものについても市のホームページ等で皆さんに周知をしております。さらに、昨日も古谷議員のときにも御答弁させていただきましたが、現在の取組以上にごみの減量化に、分かりやすく市民の皆様伝えるように工夫していきたいというふうには思っております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 環境センターに問い合わせしたときに、今、守谷のほうの生ごみ堆肥化ということで取り組んでおりますけれども、古谷議員も先日、現状を見せてもらったところだったんですけども、現在は生ごみを絞る機械も購入して、さらに今度キャパが——守谷のほうもキャパがよそから——ほかの市町村から、取手の生ごみとかもちょっとは受け入れられるんじゃないかなんていう、そういううれしい話も聞くことができました。でも、それよりも何よりも、身近な緑の会も本当にやる気満々で、今、会長も若い人に替わったということで報告もありましたけれど、そういう意味では、活用とか、利用させていただいてはどうかというふうに、改めて提案をしていきたいと思えます。以上で今の質問を終わります。

最後、時間がありました。職員の労務管理について質問を行います。全国では何かと取り上げられているんですけども、当市での状況はどうかという質問をしております。全国はいろいろあると思うんですけど、最近、近隣のつくば市、ケースワーカー不足による市民サービスの低下、これ問題になってるところで上がっていました。また、ひたちなか市でのセクハラ問題など、そしたら今日は今日でまた、残念ながら私の生まれ故郷、石岡のほうでもまあ何か事件があったということでニュースで取り上げられております。そういった職場内での運営、また環境とはしましたけども、人間関係も私は職場環境の大

事な一つだと思っていますけれども、この労務管理もいろいろ幅広くあるわけなんですけど、あくまでもこの職場内での運営、職員同士の環境に特化しての労務管理について伺うものなんですけれども、どうでしょうか。取手市の状況を伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは質問にお答えをいたします。遠山議員おっしゃるとおり、労務管理、幅広い中でもというところなんですけども、その中で、職員が勤務する上での労働条件ですとか労働環境などの整備を行うこと、そういった中でも良好な職場環境の整備は非常に重要な課題の一つであると認識しているところでもございます。良好な職場環境の整備のために必要なこととしましては、まず一番に挙げられることは、仕事をやる職員同士が良好な人間関係を構築しているということだと思います。立場に関係なく意見を出しやすい雰囲気ですとか、職場内の活発なコミュニケーション、それから職員がお互いの個性や多様な意見を尊重することなどが、良好な職場環境に見られる共通の特徴であると考えます。このような風通しのよい環境を整備していくためには、取手市といたしましても、これまでに様々な取組を行ってきたところです。例えば、コロナ禍にあった令和4年におきましては、各職員が感じている職場風土の現状と課題を把握するため、職場風土に関する職員の意識調査を実施いたしました。調査対象870名のうち、回答した職員は350名、回答率にしては4割というところだったんですけども、調査結果を職場環境の改善に生かしていくために、当時の副市長が座長となりまして、各部ごとに部長・所属長との意見交換を実施したというようなところもございます。また、良好な職場環境の構築に向けた継続的な取組といたしましては、職員が互いに尊重しながら意見を交わすコミュニケーションの重要性に対する意識啓発を目的として、毎年様々な職員研修も実施しているというようなところでございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私、あえてここで紹介したい——と言ったら変なんだけど、社会福祉課ケースワーカーの職員の皆さんがよくおしゃべりしてるんですよ。ということは——仕事場ですからね、いろいろ。例えば私が「ちょっと関わった人が姿が見えないんだけども」と言ったら、担当のケースワーカーが「今電話中なんで。でもその件なら少しちょっと状況分かりますんで、どうしました」というような、ほかの人が対応できる。だから、これまでケースワーカーが足りない、足りないということで、担当課長——管理職も上にしっかり上げてたから、今、ほぼほぼ増やしてもらってますよということは、委員会の中でも確認——特会でも予算とか決算のときにも私も取り上げてるわけで、そういう意味では応えていただいておりますということで、増やしてもらってるということで、そのことが本当にやっぱり功を成してか、よくやってくれてるなあって、みんなで共有しながら社会福祉課は対応してるなど、いろんなケースを扱ってる——扱ってるというか対応している職場だと思うんですけども、そここのところはちょっと評価しておきたいと思

ます。もちろんその部署部署は、やっぱり人間関係がないと一つの仕事はクリアできないので、もちろんやってると思うんですが、たまたま自分もそういった経験というか体験がありましたので、ここで評価というか、もちろん取手市の役所内もいいことやってるねというところで、今あえて評価したいなというように取り上げました。

で、関連した研修会というか、研修などはどのように行われているのか、ちょっと伺います。2点目です。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） 遠山議員の御質問にお答えをさせていただきます。関連した研修ということでしたが、良好な職場環境づくりを目的とします職員研修としましては、ハラスメント研修をはじめ、またライフプランセミナーやイクボスセミナー、またメンタルヘルス研修等を継続的に実施しております。直接的なものじゃないという研修もございますけれども、関連した研修ということですので今ご紹介をさせていただきましたが、各職員が多様性に対する理解であったり、またコミュニケーションの重要性の認識を深める機会というふうにしております。また、人事評価研修のほか、昨年度は管理職対象のセミナーを実施しまして、上司と部下との関係における信頼性の構築であったり、また人材育成の在り方を研修内容に盛り込み、管理職のマネジメントの強化にもつなげております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） そういったことで丁寧に行われているというところで、認識をさせていただきます。決算とか報告書・説明書で、そういった研修の状況も報告はされているので了解をいたしました。先ほどちょっと例を出しましたけど、つくば市ではケースワーカーが不足するという云々で、そこでちょっと——そこでの議員からちょっと聞いた話によりますと、つくば市議会のほうに職員から請願が出てるということも聞きました。そういう意味では、取手市の中では2つの組合がありますけど、各担当課の部課長はもちろんのこと、また同じ同僚職員の皆さん同士で、さらに組合とかもあって、組合のほうでもアンケートを取ったりとか、あと要望——執行部、市長宛てに要望を出したりとか、そういったことで職員間のチームワークというか、そういったつながりもよくやられてるのかなというふうに受け止めております。そういう方向で進めていっていただきたいし、改めてその部署部署で再確認をして、徹底を改めて——この機会なんで、近隣でもいろいろなことが起きているけれども、どうだろう人間関係、職員関係はうまくいってるのかなということで、ちょっと担当部署のほうからは、各部署に対し再確認を行って、徹底を求めていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。定期的な職場環境の実態の把握の手段としましては、毎年、会計年度任用職員を含めて、一定以上の勤務時間数の職員を対象に実施しておりますストレスチェックを挙げられるかと思えます。労働安全衛生法に基づき、使用者の義務として実施されておりますこのストレスチェックでは、受検者である職員自身が自らのストレス度合いに気づく効果に加えまして、課ごとの集団分析の

結果から、所属長が課長の職場におけるそのストレス要因や、また心身のストレス反応の状態を適切に把握し、また職場からのサポートが十分な体制にあるのか、そういった検証をすることが可能となりまして、職場環境の改善につなげる効果が期待されております。しかしながら、個人情報保護の兼ね合いから……

[チャイム音]

○総務部次長（軽部幸雄君）（続）この集団分析による所属長が把握できるのは、あくまでも集団としての結果でありまして、職員個々の状況は把握できないというところから、職員一人一人の状況を把握するためには、やはり面談の機会であったり、また日々のコミュニケーションによる個々の観察が重要であるものと考えております。また、先ほど答弁をさせていただきました職場風土に関する意識調査などは、各部署ごとにおける実態の把握・再確認とともに、良好な職場環境づくりに目を向けていく動機づけとしましては、非常に効果的であるというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 職員が本当に働きやすい職場であれば——市役所であれば、それは必ずおのずと市民サービスにつながっていくと確信持っていますので、そういう意味ではお互いに、議会も一緒にみんなで、そういった職場づくりというか、取手市運営に関われたらいいなというふうに——なって進められたらいいなということをして、一般質問、終わります。1分50秒残りました、珍しいです。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、遠山智恵子さんの質問を終わります。

続いて、落合信太郎君。

[14 番 落合信太郎君登壇]

○14 番（落合信太郎君） 公明党の落合信太郎です。今定例会、一般質問、今回は多文化共生について質問をさせていただきます。ここで資料表示のため質問席に移動いたします。

[14 番 落合信太郎君質問席に移動]

○14 番（落合信太郎君） 我が国の在留外国人は、昨年末で 340 万人を超え、過去最多となりました。一昨年末から 33 万人以上増えているそうです。2024 年の出生数は 68 万 5,000 人の見通しだそうです。33 万人はその約半数と考えると感慨深く、今後もしっかりこの数値の推移を注視をしていきたいというふうに思っております。資料の提示をお願いいたします。

[14 番 落合信太郎君資料を示す]

○14 番（落合信太郎君） この茨城県内の在留外国人の状況ですけれども、9 万 1,000 人以上いらっしゃるようで、全国第 10 位だそうです。今、国に比べますと、現場で外国人との接点が多い自治体は、地域の将来像を描く上で、彼らの活躍・定着が欠かせないことに気づき、避けては通れない存在として様々な環境整備に努めております。この多文化共生という言葉ですが、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」からの引用になりますが、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」だそうです。

本当に人類が進むべき理想の社会だと思います。

〔発言する者あり〕

○14 番（落合信太郎君） 言うはやすく行うは難しであります。本市には多数の日本語学校や専門学校があり、多くの外国人留学生を受け入れております。そもそもこの取手市は、市内に多くの学生さんがいらっしゃいますが、近年、グローバルな学生の街としても発展しているのではないかと感じております。取手市においても、この多文化共生の様々な取組の必要性が高まっていると思いますが、まずはこの現状認識についてお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、落合議員の質問に答弁をさせていただきたいと思っております。現状認識というところでございます。今回、多文化共生社会ということで御質問を受けておりますので、その多文化共生の現状認識についてというところでございます。まず国籍——まずはそこから入らせていただきたいと思います。国籍などの異なる人々が、お互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくことと、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」において提起されているところでございます。1980年代以降、経済活動のグローバル化に伴いまして、国境を越えた人々の移動が活発化し、1990年代には出入国管理及び難民認定法——いわゆる入管法の改定によりまして、日系南米人の来日が促進されまして、その後、アジアの国々の方を中心に、研修生ですとか技能実習生の受入れが拡大するなど、日本における外国人の人口の伸びと共に多国籍化が進んできたというような状況でございます。なお、法務省の出入国在留管理庁の報道資料によりまして、令和6年6月末におけます日本国内の在留外国人については、およそ360万人ということになってございます。本市においてはどうかということですが、令和6年10月末現在でおよそ3,000人の外国人の方が居住しており、10年前と比較をいたしまして約2倍に増加しているというような状況でございます。これら外国人の方との共生についてでございますけれども、今まで秘書課のほうで対応していたというところですが、ここについては現在は市民協働課のほうに多文化共生のほうに移っているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 外国人の方が10年で2倍に増加したということで、私も本当にそれを肌で感じているところでございます。日々生活していても、様々な外国人の方と挨拶したり、交流があります。私、月に数回、藤代駅自由通路にて朝の御挨拶を久保田議員とさせていただいてるんですけども、夜勤明け、アフリカ系アメリカ人と思われる男性の方と、自動改札を出る際に挨拶を交わします。私が「おはようございます」と挨拶をすると、きりっとしたまなざしで向かれ、合掌し胸に手を当て、お辞儀をされました。アフリカ諸国などで行われる礼儀正しい挨拶だそうです、ネットで調べたところ。また、この通告をしてから、ささやかないろんな出来事なんですけれども、この本庁舎では、毎日

多くの外国人の方々に対応されていることと存じます。本庁舎1階の入り口で、ある場面、体格がよくひげを蓄えた30代前半と思われる外国人男性が、本庁舎1階の入り口から真っすぐに受付の職員さんの下に、多分「何々はどこ」と尋ねられたかと思うんですが、僅か数秒のやり取りで、その男性は理解され、左手を上げ——サンキューと伝えたのか、受付から右側のフロアへと進んで行かれました。また、議会初日の終了後、私、私用でJAとりで総合医療センターから井野団地方面へ行く途中、私の前方2台目の軽自動車なんです、この師走に随分と模範的な運転だなと感心して後ろを走っておりました。踏切を渡る際に、この運転されてる方が外国人男性だと分かりました。後部座席には、その奥様と思われる女性が乗車されておりました。私、勝手に、身重の奥様を気遣っての運転だったのかなと想像してみました。ともあれ、この遠く異国の地で地域に溶け込み生活をされている外国人の方々の、このひとこま——今回の一般質問もあり、しみじみとかいま見た次第でございます。この外国人の方々が安心して暮らしていくための本市が実施している施策について、お聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） 落合議員の御質問にお答えさせていただきます。現在、市が実施している施策ということでございますが、まず、市民相談業務として法律相談、それから人権相談などを実施しております。これらは国籍を問わず受け付けていますので、外国人の方も相談ができる窓口となっております。また、地域のコミュニティーなどを所管する市民協働課では、今年度から、外国人が日本での日常生活のルールやマナーなどを理解し地域に溶け込んでもらえるよう周知を図っているところでございます。具体的には、今年11月17日、日曜日ですが、楽天Kドリームスバンク取手——取手競輪場で開催されましたサイクルアートフェスティバル2024に、多文化共生PRブースを出展いたしました。このブースでは、市民の皆さんに、多文化共生とは何か、市内に住む外国人の主な国籍や人数などを把握していただくことに加えて、ごみの出し方や分別のルールを守ってもらうための5か国語表記によるごみ分別看板や、外国人向けの災害時ヘルプカードを周知するなど、生活に密着した情報を提供できるよう努めてまいりました。このような取組を今後も継続してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 日本人でも間違えずにルールを守っていくのも大変難しいんですが、特にそういった外国人の方は、言葉も分からない、習慣・言語も違う中で、伝えていくのは大変な取組かと思いますが、ぜひ多文化共生の一步としてしっかり進めていただきますよう、よろしく願いいたします。ただ、外国人労働者の残念な報道も目にして心配をしているところでございます。出入国在留管理庁のまとめによりますと、2022年の1年間に、全国で在留資格や就労資格などがなく日本でも働き、不法就労と認定された外国人は6,355人、そのうち茨城県で不法就労と認定された外国人は全体の2割で、都道府県別では全国で最多だったそうです。2番目に多かったのはお隣の千葉県だそうです。また、茨城県内で認定された不法就労のうち、農業の仕事をしていた人数は897人で、全体の7割近くを占めていました。茨城県は食材の宝庫として日本の食料マーケットを支え

ておりますが、内情は超高齢化に直面しており、農業者の減少が大変懸念をされております。県も農業のビジョン、将来に向け将来像を示し、この難局を乗り越えていこうと取り組んでいるところでございます。

ちょっと話は変わるんですが、今年の5月頃の話であります。知人から、同じアパートに昨年ネパールから来日された、日本語学校に通っている学生さんが失業し困っているのので相談に乗ってほしいと連絡を受けました。早速、彼らが暮らすお部屋にお邪魔をし、片言の英語と翻訳アプリを駆使して、後日、ハローワーク龍ヶ崎へ、また取手のふるさとハローワークにもお連れをいたしました。しかし、残念ながら、やっぱりこの言葉の壁というのに阻まれて就労には至りませんでした。今、様々な分野で人手不足の状況ではあります。現実には厳しい状況なんだなと思った次第でございます。力になれず申し訳ないと伝えると、彼もやっぱり日本語学校でしっかり勉強して頑張りますと、最後に彼から——彼とスマホで記念撮影をと言われて、逆に励まされた次第でございます。

〔笑う者あり〕

○14番（落合信太郎君） 茨城県も、知事は——県は外国人労働者に選ばれる茨城県を目指すため、日本語講習会等にかかる経費に補助金、応援をしているところでございます。やはり言葉の壁・違いによって、こういった様々なトラブルも発生しているのではないかなというふうに思っておりますが、この本市が認識しているこの課題等について、お聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） 落合議員の御質問にお答えさせていただきます。課題として挙げられるものは、地域でのごみ出しに代表されるように、生活のルールや文化・習慣の違いがあるものと認識をしております。従来から取手市にお住まいの方からは、「夜間に外国人が集まっているだけで不安になる」という声や「大量のたばこの吸い殻を廃棄しているので指導してほしい」などの声も届いております。これら住民の不安等についても、外国人への正しい理解あるいは日本文化や生活のルールについて外国人にも正しく理解してもらえるよう、地域のコミュニティーと外国人コミュニティー双方へ働きかけることで、最終的には双方がコミュニケーションにより課題を解決していくことが重要であると認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） コミュニケーションをしっかりと図って、そういった意思の疎通ですとか図っていったらというふうに、そういった機会がたくさんあればなというふうに思っております。最近、取手市役所の近くにオープンしたこの専門学校が、入学する際はかなりの日本語学校の——日本語検定——一つの日本語の話せる基準というのが、N1からN5というのがある、大体、専門学校ぐらいですとN2ぐらいと、難しいほうから数えて2番目ぐらいで、あそこの学生さんは、結構日本語が話せる方たちなんだなというふうに——個人差ありますけれど、思っているところでございます。今後、2040年代には在留外国人は1,000万人を超えると見られております。つまり、人口の1割が外国人になると予測されております。そう考えると、現在も各地の地方議会で海外出身の議員も活

躍されておりますが、本市や様々な地方議会で外国出身の議員が選出される日が来るのかなというふうにも思っております。国は、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策として、政府一丸となってより強力に、かつ包括的に推進し、毎年改定をしながらその受入れ、環境整備を図っているところでございます。この多文化共生先進自治体——よく皆様もお聞きする浜松市ですとか新宿、本県でもつくば市や常総市など、将来的なビジョンを策定して様々な取組を行っております。本市における今後のビジョン、現時点で何かあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） 落合議員の御質問にお答えさせていただきます。取手市では、第六次取手総合計画、とりで未来創造プラン2024において、将来にわたり発展する地域社会の構築としまして、多様性を認め合う平和な社会を重点施策の一つに挙げております。これを受けまして、男女共同参画を所管する市民協働課では、令和6年11月1日付で、茨城県が推進するいばらきダイバーシティ宣言への登録を行いました。この宣言の中で、「年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、それぞれがもつ個性と能力を発揮できるよう、個々のニーズに基づいた手段等を提供し、いきいきと暮らしやすい環境をつくりまします」としているところです。今後のビジョンといたしましては、日本語学校など、外国人が通う学校が多いという本市の特色から、まずは市と学校が気軽に意見交換ができる体制を整え、その後、学校周辺の地域のコミュニティー活動に対する外国人の参加を促し、多文化共生の地域づくりや多様な担い手による地域活性化などについて貢献していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。また、学校機関だけでなく、外国人が多く勤めている市内の企業や、組織に属さない外国人独自のコミュニティーにも同様に働きかけしていく必要があると考えております。あわせまして、自治会・町内会などに対しても、市政協力員等を通じまして、多様性と包摂性のある社会の実現による新たな日常の構築、外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献、また地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保など、地域において多文化共生を推進する意義について情報を共有するなど、多文化共生の地域づくりのお手伝いできればと考えております。引き続き、市の国際交流係や教育委員会をはじめとした庁内各部署と連携しながら、多文化共生の構築に寄与できるよう努めてまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） ありがとうございます。全庁挙げて、総力を挙げて、積極的に取り組んでいただければと思います。この多文化共生の実現は、教育と文化の肥沃な大地に花開くものと思っております。差異を認め合う——人権の第一歩であります。徹して一人の人を大切にする社会・まちづくり、全ての皆様と共に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、落合信太郎君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 4時 39 分散会

速報版 ● 本校正